

発行者情報

【表紙】

| | |
|-------------------------------------|---|
| 【公表書類】 | 発行者情報 |
| 【公表日】 | 2026年4月23日 |
| 【発行者の名称】 | 株式会社LASSIC (LASSIC CO., LTD.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 若山 幸司 |
| 【本店の所在の場所】 | 鳥取県鳥取市南吉方三丁目201-3 |
| 【電話番号】 | 0857-54-1070 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役員コーポレート本部長 白石 孝太郎 |
| 【担当J-Adviserの名称】 | 株式会社SBI証券 |
| 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 高村 正人 |
| 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 |
| 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.sbisec.co.jp/ |
| 【電話番号】 | 03-5562-7210 (代表) |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | <p>当社は、当社普通株式を2026年5月27日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。</p> <p>当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。</p> <p>なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。</p> <p>名称：株式会社証券保管振替機構</p> <p>住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号</p> |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | 株式会社LASSIC https://www.lassic.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第17期 | 第18期 | 第19期 | 第20期 (中間) |
|--------------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 決算年月 | 2023年4月 | 2024年4月 | 2025年4月 | 2025年10月 |
| 売上高 (千円) | 3,493,681 | 4,432,661 | 4,788,882 | 2,537,737 |
| 経常利益 (千円) | 239,299 | 239,646 | 207,701 | 158,046 |
| 当期(中間)純利益 (千円) | 178,840 | 173,384 | 146,924 | 96,310 |
| 持分法を適用した場合の 投資利益 (千円) | — | — | — | — |
| 資本金 (千円) | 99,680 | 99,680 | 99,680 | 99,680 |
| 発行済株式総数 (株) | 3,240,000 | 3,240,000 | 3,240,000 | 3,240,000 |
| 純資産額 (千円) | 623,026 | 799,391 | 946,526 | 1,042,855 |
| 総資産額 (千円) | 1,506,496 | 1,650,893 | 1,767,030 | 1,868,742 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 195.92 | 251.30 | 297.57 | 327.86 |
| 1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円) | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり当期(中間)純利益 (円) | 55.37 | 54.52 | 46.20 | 30.29 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期(中間)純利益 (円) | — | — | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 41.4 | 48.4 | 53.6 | 55.8 |
| 自己資本利益率 (%) | 31.8 | 24.4 | 16.8 | 9.7 |
| 株価収益率 (倍) | — | — | — | — |
| 配当性向 (%) | — | — | — | — |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | 149,963 | 146,887 | 146,352 | 114,311 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | △46,500 | 79,841 | △1,407 | 98,866 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | △71,808 | △12,397 | △11,688 | △25,422 |
| 現金及び現金同等物 の期末(中間期末)残高 (千円) | 612,807 | 827,139 | 960,397 | 1,148,152 |
| 従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名) | 154 〔65〕 | 187 〔102〕 | 183 〔107〕 | 178 〔101〕 |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は1年間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第19期(2024年5月1日から2025年4月30日まで)の財務諸表については、あかり監査法人の監査を受けておりますが、第17期及び第18期の財務諸表については当該監査を受けておりません。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第20期(中間)(2025年5月1日から2025年10月31日まで)の中間財務諸表については、あかり監査法人の期中レビューを受けております。
9. 当社は、2022年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(中間)純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社は、2006年12月に当社取締役西尾知宏らが、ニアショア開発のコンサルティングなど、ITサービスの提供を目的として、鳥取県鳥取市に設立いたしました。その後、2009年に現代表取締役である若山幸司を招聘し、2018年から現在の主力サービスであるリモートワークエンジニアのためのジョブエージェント「Remogu（リモグ）」サービスを開始しました。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

| 年月 | 概要 |
|----------|---|
| 2006年12月 | 鳥取県鳥取市に株式会社LASSICを設立 |
| 2008年1月 | 東京都大田区に東京営業所を開設 |
| 2008年8月 | プライバシーマーク認証取得 |
| 2015年8月 | イノセンス株式会社と資本提携 |
| 2017年2月 | 旧鳥取高等農業学校のリノベーション及び新社屋の建設が完了し本社を移転 |
| 2018年11月 | リモートワークエンジニアのためのジョブエージェント「Remogu（リモグ）」サービスを開始 |
| 2021年1月 | 「場所に依存しない働き方」の地位確立を目的に「テレワーク・リモートワーク総合研究所（テレリモ総研）」のWebメディアを開始 |
| 2022年8月 | 100%子会社のイノセンス株式会社を吸収合併 |
| 2022年9月 | リモートワークに特化した転職エージェント「リラシク（旧サービス名称：Remoguキャリア）」サービスを開始 |
| 2023年2月 | 鳥取県南部町とITエンジニアを対象とする関係人口創出プロジェクトを開始 |

3 【事業の内容】

当社は、最新のIT技術やアイデアによって、社会に付加価値を創造し、個人・企業・地域の成長と発展をもたらすことにより、個人・企業・地域が有する「らしく（個性・魅力）」の実現をサポートすることをミッションとして掲げ、事業運営を行っております。

お客様の「らしく」の実現にあたっては、人材の確保が大きな課題となっており、とりわけ人口減少社会においては、世の中の就業・採用機会の不均衡の是正が不可欠であると考えております。そこで、「リモート社会をリードし、ボーダレスワークの実現によって社会に貢献する。」をビジョンに掲げ、「採用」「DX」分野においてボーダレスを促進させる仕組みづくりに邁進しております。

当社は、「採用」「DX」分野において、IT人材ソリューション事業を営んでおります。IT人材ソリューション事業は、単一のセグメントであります。当社の「マッチングプラットフォーム（リモートワーク×IT領域）」を事業基盤とし、法人顧客・ユーザーのニーズに応える形で、Remogu、リラシク、ITソリューションの3つのサービスを提供しております。当社の事業基盤である、「マッチングプラットフォーム（リモートワーク×IT領域）」は、リモートワークに特化した人材サービスのプラットフォームであります。世の中の求職者と求人企業との出会いにおいて、就業・採用機会の不均衡を是正したいという願いを込め、ボーダレスワークを推進するためのマッチングシステムとしてつくられました。

<サービスの内容>

①Remogu

Remoguに登録されたIT・DX人材に対して、当社営業より、リモートワークを前提とした業務委託の案件をご提案しております。当社は、企業から案件情報をお預かりしており、IT・DX人材にとって最適な案件のご提案が可能です。また、IT・DX人材と案件とのマッチングに際しては、業務内容や報酬等の条件面について、双方合意できるように調整を図ることで、スピーディーなマッチングを実現しております。

Remoguの最大の特徴は、リモートワークに専門特化した「マッチングプラットフォーム（リモートワーク×IT領域）」を最大限活用することで、IT・DX人材に対し、豊富な案件をご提案できることにあります。また、リモートワークを前提とした案件提案に絞ることにより、シンプルでノイズのないUXを提供できることに加え、シンプルな業務システム・営業オペレーションの構築が可能のため、営業生産性を高めやすい構造となっております。

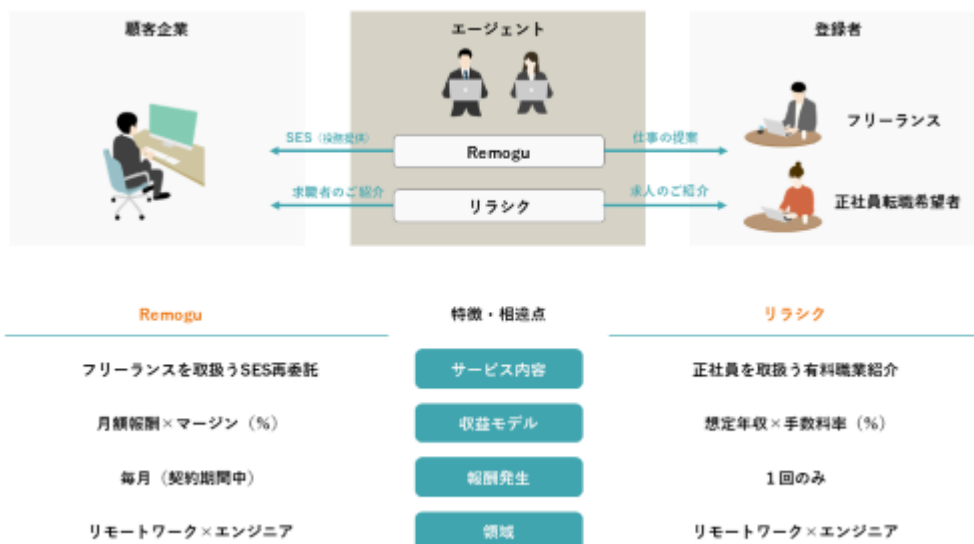
なお、マッチングが成立した場合、当社はIT・DX人材と企業の双方と準委任契約を締結し、求人企業に対して技術支援等の役務提供を行います。当社は企業より、IT人材の稼働時間に応じた報酬を受領し、収益としております。

②リラシク

正社員として働くことを希望するIT・DX人材に対して、当社営業より、リモートワークを前提とした求人情報をご紹介します。当社は、企業から豊富な求人情報をお預かりしており、IT・DX人材にとって最適な企業のご紹介が可能です。IT・DX人材と企業とのマッチングに際しては、求人案件のご紹介から入社決定に至るまでのプロセスにおいて、IT・DX人材の転職活動を全面的に支援することにより、スピーディーなマッチングを実現しております。

リラシクの最大の特徴は、リモートワークに専門特化した「マッチングプラットフォーム（リモートワーク×IT領域）」を活用することで、IT・DX人材に対し、豊富な案件をご提案できることにあります。また、リモートワークを前提とした案件提案に絞ることにより、シンプルでノイズのないUXを提供できることに加え、シンプルな業務システム・営業オペレーションの構築が可能のため、営業生産性を高めやすい構造となっております。

なお、マッチングが成立した場合、当社は求人企業より、成果報酬である人材紹介手数料を受領し、収益としております。



③ITソリューション

ITサービスを求める法人顧客に対し、社内外からIT人材を集め、最適な開発体制・管理体制を構築し、ご要望に応じたソリューションを提案しております。

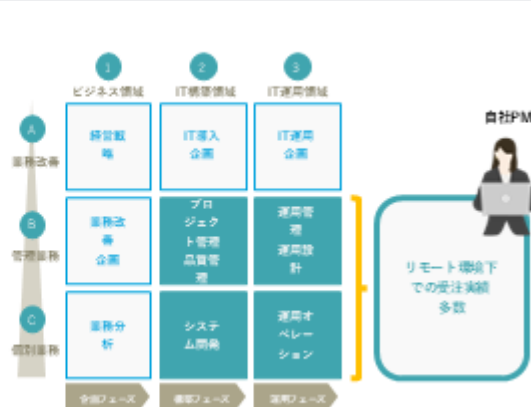
昨今では、国内におけるIT人材の不足が叫ばれており、当社の法人顧客においても、事業成長・情報管理機能の維持・継続の両面において、様々なITサービスのご要望をいただいております。当社は、法人顧客のご要望に対して、リモートワークを活用した地方分散型の開発体制・管理体制の構築をご提案しております。

ITソリューションの最大の特徴は、リモート環境での開発支援について経験豊富なIT人材を雇用しており、社内のコンサルタント等を基軸に、顧客の開発ニーズに応じて、特定のスキル・知識・経験を有したIT人材を調達し、チームを編成できることにあります。IT人材の調達にあたっては、ネットワーキングする地方IT企業に加え、「マッチングプラットフォーム (リモートワーク×IT領域)」を活用することで、より柔軟で安定性の高い体制構築が実現可能です。なお、自社のプロジェクトマネージャー (PM) を中心としたチーム体制の構築イメージ及びリモート環境下において受注実績が多数ある領域については、下図のとおりです。

特徴 1：柔軟なチーム体制編成

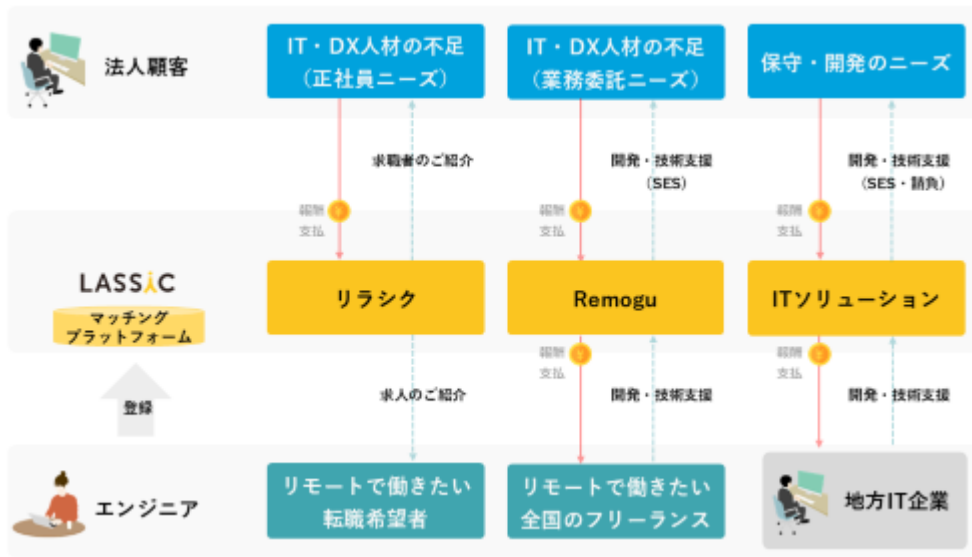


特徴 2：リモート環境下での受注実績が豊富



<事業系統図>

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



※用語説明

「事業の内容」で使用した用語の内容は、次のとおりです。

| 用語 | 内容 |
|--------------------------|--|
| ボーダレスワーク | 当社において、働く場所、働く地域・国、働くスペース、組織、雇用形態、年齢、国籍にとらわれない働き方を「ボーダレスワーク」と呼称しております。 |
| DX | Digital Transformationの略称であり、デジタル技術の活用によって企業の業務プロセスやビジネスモデルを変革し、競争力を高めていくことです。 |
| システム・エンジニアリング・サービス (SES) | ソフトウェアやシステムの開発・保守・運用における契約形態の一種であり、特定の業務に対して技術者の労働力を提供する、準委任契約をいいます。 |

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年3月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 179(98) | 34.8 | 4.8 | 4,455 |

| 事業部門の名称 | 従業員数(名) |
|-----------|---------|
| Remogu事業部 | 63(64) |
| IT事業部 | 77(18) |
| その他 | 23(6) |
| 全社(共通) | 16(10) |
| 合計 | 179(98) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
4. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第19期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当事業年度における我が国経済は、個人消費の回復基調を維持し、設備投資も回復が続くなど、内需を中心に緩やかな伸びが続きました。

一方で、国際紛争の長期化や急激な為替変動リスク、米国の関税政策の影響など不透明な状況が続くとともに、物価上昇等に伴う諸コストの増大化による影響等により、国内景気は依然不透明感が続くものと思われま

す。このような中で、人材不足や働き方改革への関心の高まりからデジタル化の動向が追い風となり、デジタルトランスフォーメーション(DX)への投資案件も増加基調は続いており、IT人材に対する企業の採用意欲も依然として高い水準となっていることから、IT人材ソリューション市場は、今後も高需要を保持し続けると見込まれております。

当社におきましては、需要の高いIT人材ソリューション市場に向け、リモートワークに特化したIT人材のご提供と、フルリモートかつボーダレスな人材活用によるシステム運用・保守サービスのご提供を行うビジネスモデルを強化し、毎月着実に増加する高度な知識・技能を持ったフリーランス人材を活かした営業活動とを展開したことにより、堅調な業績で推移しました。

上記の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高4,788,882千円（前期比8.0%増）、営業利益202,798千円（前期比11.9%減）、経常利益207,701千円（前期比13.3%減）、当期純利益146,924千円（前期比15.3%減）となりました。

なお、当社は、IT人材ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第20期中間会計期間（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に、緩やかな景気回復の動きが見られました。一方で、物価高騰の継続や海外経済の減速、金融資本市場の変動、米国政策動向等の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、国内では構造的な人手不足が深刻化しており、企業活動における人材確保の課題が一層顕在化していま

す。加えて、生成AIをはじめとした先端技術の台頭により、IT人材やデジタルスキルへの需要が急速に高まり、企業の人材育成やDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の重要性が一段と増しており、IT人材ソリューション市場は、今後も高需要を維持し続けると見込まれております。

当社におきましては、需要の高いIT人材ソリューション市場に向け、リモートワークに特化したIT人材のご提供と、フルリモートかつボーダレスな人材活用によるシステム運用・保守サービスのご提供を行うビジネスモデルを強化し、毎月着実に増加する高度な知識・技能を持ったフリーランス人材を活かした営業活動に注力するとともに、社内体制の見直しやサービス向上に伴うシステム強化に努めました。

上記の結果、当中間会計期間における当社の業績は、売上高2,537,737千円、営業利益157,444千円、経常利益158,046千円、中間純利益96,310千円となりました。

なお、当社は、IT人材ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第19期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、960,397千円となり、前事業年度末と比べ133,257千円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果、獲得した資金は146,352千円となりました。その主な要因は、税引前当期純利益207,138千円を計上した他、減価償却費17,988千円の計上及び仕入債務が6,112千円増加した一方で、その他の資産が3,146千円増加、その他の負債が14,825千円減少、未払消費税等が24,198千円減少したこと及び法人税等を48,459千円支払ったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果、使用した資金は1,407千円となりました。その主な要因は、無形固定資産の取得による支出が1,260千円あったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果、使用した資金は11,688千円となりました。その要因は、長期借入金の返済による支出が11,688千円あったことによります。

第20期中間会計期間（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して187,755千円増加し、1,148,152千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動の結果、獲得した資金は114,311千円となりました。その主な要因は、税引前中間純利益146,846千円を計上した他、システム障害対応費用引当金が11,200千円増加、仕入債務が16,366千円増加した一方で、売上債権及び契約資産が22,887千円増加、未払消費税等が17,362千円減少したこと及び法人税等を29,241千円支払ったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動の結果、獲得した資金は98,866千円となりました。その主な要因は、有価証券の償還による収入が100,000千円あったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動の結果、使用した資金は25,422千円となりました。その主な要因は、長期借入金の返済による支出が25,422千円あったことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社の事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第19期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|---------------|-----------|----------|
| IT人材ソリューション事業 | 4,788,882 | 108.0 |
| 合計 | 4,788,882 | 108.0 |

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

第20期中間会計期間（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|---------------|-----------|----------|
| IT人材ソリューション事業 | 2,537,737 | — |
| 合計 | 2,537,737 | — |

(注) 1. 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しましたので前年同期との比較分析はしておりません。
2. 当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

①事業基盤の充実化

今後の事業拡大においては、「マッチングプラットフォーム（リモートワーク×IT領域）」において、早期に「フルリモートワーク掲載数 No. 1」のポジションを確立することで、競合エージェントとのIT人材の獲得競争において差別化を図ることが、売上成長・収益性の維持拡大の両面において重要であると考えております。

また、求人企業数・求人案件数の伸長によって、ユーザーに対し、より豊富な選択肢を提供することが可能となることから、新規ユーザー数の増加及びマッチング効率の向上が期待できます。さらに、マッチング効率の向上は、退会率の低下にもつながることから、Remoguのユーザー数の伸長とユーザー1人あたりの獲得単価の低減による収益性の向上についても期待できます。

このような考えから、Remoguの求人企業数・求人案件数について、他社に先んじて集め、急速に伸長させることが、目下の課題であると捉えております。

②優秀な人材の確保及び採用力の強化

IT人材ソリューション事業の拡大にあたっては、優秀な営業人材及び事業特有の専門知識や経験を有する技術人材の獲得が重要であると考えております。このため新卒・中途採用における採用手法の拡充や選考プロセスの効率化を行うとともに、当社のミッションである、個人・企業・地域が有する「らしく（個性・魅力）」の実現をサポートすることに共感する人材の積極採用を継続してまいります。また、優秀な人材が長期にわたって活躍する環境を整えるべく、人事制度の見直しや、福利厚生、研修制度等の充実を進めてまいります。

③情報管理体制の強化

IT人材ソリューション事業においては、法人顧客・ユーザー等から、様々な機密情報・個人情報等をお預かりし、事業運営において活用しております。当社は、事業の健全な発展においては、関係諸法令の遵守はもとより、お預かりした情報資産を適切に管理し、活用していくことが重要であるという考えから、「プライバシーマーク」認証の取得を行っておりますが、今後も管理方法の強化を継続して行っております。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が発行者の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業内容に関するリスク

①競合他社の動向について

(発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大)

当社が行うIT人材ソリューション事業は、取得が難しい特別な許認可や独自の技術を用いるものではないため、参入障壁が高くない事業であると認識しております。

このため今後も同業者間での競争が激しくなることが推測され、競合他社とのサービス競争に適切に対応できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社ではリモートワークに特化したサービス提供であるという独自の位置づけに加え、求職者と求人企業のマッチング効率の最適化を図り、競合他社との差別化に取り組んでおります。

②法的規制について

(発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大)

当社のIT人材ソリューション事業は、職業安定法や労働者派遣法（※）、取適法（中小受託取引適正化法）、フリーランス保護法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）等の企業活動に関わる各種法令の規制を受けて営んでおります。当社は関係法令を遵守して事業を運営しておりますが、職業安定法に定める有料職業紹介事業者又は労働者派遣法に定める派遣事業主としての欠格事由に該当もしくは法令に違反する事項が発生した場合、事業の停止や派遣事業主又は有料職業紹介事業者の許可の取り消しをされる可能性があり、その場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後各種法令の規制に改正等があった場合は、その都度、改正等を遵守した事業運営を行っていく所存ですが、改正若しくは解釈の変更が当社の営む事業に不利な影響を及ぼすものであった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（※）当社は事業活動に際して、厚生労働大臣より下記の許可を受けております。

| 許認可名称 | 監督官庁 | 許可番号 | 許可年月日 | 有効期限 |
|----------|-------|-------------|-----------|-------------|
| 有料職業紹介事業 | 厚生労働省 | 31-ユ-300014 | 2009年1月1日 | 2026年12月31日 |
| 労働者派遣事業 | 厚生労働省 | 派31-300024 | 2017年8月1日 | 2030年7月31日 |

③事業環境の変化について

(発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大)

当社は、IT人材ソリューション事業において、リモートワークに特化したサービスを提供することで他社との差別化を図っております。リモートワークの実施率は、今後も高い水準を維持し、ニーズも安定するものと考えておりますが、長期的な経済環境の悪化等により特定の顧客を問わずリモートワークの需要が縮小した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④品質について

(発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中)

当社が事業展開するIT技術支援等の役務提供においては、品質管理が重要であると考えております。IT技術支援等においては、顧客が期待する品質水準を満たすことが重要となりますが、その水準を満たすサービスが提供できない場合には、顧客との契約の継続性に支障をきたすなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社では、顧客への提案前に、フリーランスエンジニア等から職務経歴書及びスキルシートを取得した上で、フリーランスエンジニア等との面談を通じて、求められるIT技術の水準を評価するとともに、顧客が期待する品質水準についての綿密なすり合わせを行っております。また、システム開発支援など成果

物が重要なケースにおいては、顧客への提案前並びに契約開始後においても定期的に社内レビューを実施するなど、品質管理のための手続きを整備するとともに、当社社員及びフリーランスエンジニア等への教育等により、品質維持・向上を図っております。

⑤機密情報の管理について

(発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中)

当社は、事業展開において、顧客の機密情報を取扱う場合があります。万が一、当社社員及びフリーランスエンジニア等の故意・過失、不正アクセスやランサムウェア攻撃等のサイバー攻撃、その他停電・自然災害等の要因により、顧客の機密情報等の流出・漏洩が生じた場合には、当社に対する社会的信用が損なわれ、当社の業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社では、機密情報の取扱いに関するセキュリティポリシーを策定し、当社社員及びフリーランスエンジニア等に対して、入社時又は契約締結前に機密情報の取扱いに関する指導・教育を行っております。また、顧客に対しては、当社サービスの利用時における機密情報の取扱い上の留意事項について説明するとともに、社員及びフリーランスエンジニア等に定期的にセキュリティポリシーの遵守状況を確認することを通じて、リスク低減を図っております。

また、CSIRTの設置をはじめとする社内体制の強化に加え、多層防御機構を取り入れたセキュリティ対策を段階的に実装し、情報セキュリティ水準の一層の向上を図る方針です。

(2) 事業体制に関するリスク

①エンジニアの確保及び特定の集客方法への依存度が高いことについて

(発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大)

当社は、IT人材ソリューション事業において、リモートワークの勤務形態を提供することで他社との差別化を図り、優秀なフリーランスエンジニアの確保に努めております。しかしながら、今後の人材市場の変化により計画通りの人材確保が困難になった場合は、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はSNSを用いた広告宣伝によりフリーランスエンジニアの確保を行っております。このため、広告宣伝活動の効果が著しく低下し、フリーランスエンジニアの登録者数が計画を下回った場合や、既存の登録者数が減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

②人材の確保と育成について

(発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大)

今後の業容拡大を図る中で、各事業部において人材の採用、育成は不可欠であると認識しており積極的かつ継続的に採用、教育活動を進めております。しかしながら、人材獲得競争が激化し、優秀な人材の採用が困難となる場合や在職している人材の社外流出が大きく生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③訴訟等のリスクについて

(発生可能性：中 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中)

当社は、本発行者情報公表日現在において係争中の訴訟案件を有しております(第6「経理の状況」注記事項の偶発債務参照)。訴訟は現在進行中であり、訴訟本来の性質上、現時点で結果について確定的な見通しをお示しすることはできません。当社は当該訴訟における当社に対する請求には理由がないものと考えており、訴訟手続において適切に対応しておりますが、その帰趨によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このほか、当社は、システムダウンによるサービス停止や外部侵入等による機密情報の漏洩等、予期せぬトラブルが発生した場合、又は顧客である企業との関係に何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。また、当社事業は第三者委託を行っており、委託先から適切な支援が得られるよう、契約及び密なコミュニケーションを通して強固な協力体制を構築していますが、当社と委託先との関係又は顧客である企業と委託先であるIT人材との関係に何らかの問題が生じた場合、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。

当社は、訴訟への発展可能性があるトラブル・クレームについては、リスクマネジメント・コンプライアンス委

員会に上申された上で検討がなされ、顧問弁護士等と協議を適宜行う等、訴訟リスクの低減に努めております。しかしながら、万が一訴訟等が生じた場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④個人情報の保護について

(発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大)

当社は、各事業運営を通じて取得した個人情報を保有しており、これらの個人情報の管理について、プライバシーマーク認証基準に則った規程を有し、その遵守に努めております。しかし何らかの原因により、個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合、当社への損害賠償請求や当社の信用の下落等の損害が発生し、当社の業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

⑤コンプライアンスについて

(発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中)

当社は、関係者の不正行為等が発生しないよう、法令及び社内規程、ルール等のコンプライアンス遵守を行動基準として定めています。また、環境の変化や社会の動向を反映させたコンプライアンス・マニュアルを用意し、日常業務の遂行において遵守すべく社員教育を行っています。しかしながら、法令等に抵触する事態や関係者による不正行為が発生する可能性は否定できず、これらの事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥システム障害について

(発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中)

当社は、通信ネットワーク、コンピューターシステムを使用し、経営管理のほか、営業活動等、多岐にわたるオペレーションを実施しております。安定的な運用のためのシステムの強化や、セキュリティ強化を実施しており、システムの管理・運用には万全を期しておりますが、リモートワークが主たる運営基盤であることから各種システムへの依存度が高いため、想定外の自然災害や事故等により設備に甚大な被害があった場合や、システム障害、ネットワーク障害、ウイルス感染、ソフトウェアやハードウェアの欠陥、サイバー攻撃等が発生した場合は、業務に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

①新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(発生可能性：高 発生可能性のある時期：短期 影響度：小)

当社は、役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、会社法の規定に従って2022年11月24日開催の臨時株主総会決議、2024年3月14日開催の臨時株主総会決議に基づき、新株予約権を付与しております。本発行者情報公表日の前月末現在新株予約権による潜在株式数は132,900株であり、同日現在の発行済株式総数の4.1%に相当し、これらの新株予約権が行使された場合には、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

②自然災害・事故等のリスクについて

(発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中)

大規模地震や台風などの自然災害により、各オフィスの所在地である鳥取県鳥取市及び東京都港区や社員宅、顧客に甚だしい被害が発生した場合は、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

③風評や評判について

(発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：中)

当社の風評や評判は、法人顧客・ユーザー、投資者及び監督官庁等のステークホルダーとの信頼関係を良好に築くために非常に重要であります。悪質な風評については適切な対応に努めておりますが、当社の評判が悪化した場合や風説が流布された場合には、営業活動及び採用活動に支障が出るおそれがあるため、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

④配当政策について

(発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：小)

当社は、株主の皆様に対する利益還元の実施は重要な経営課題の一つとして認識しておりますが、将来の事業展開と財務体質強化のために内部留保を確保しつつ、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。将来的には、業績動向を考慮しながら、株主の皆様への利益還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

⑤大株主について

(発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：小)

本発行者情報公表日現在、当社代表取締役である若山幸司の所有株式数（同氏の資産管理会社である株式会社レジョイス含む）は発行済株式総数の63.9%となっております。上場後においても相当数の当社株式を保有し引き続き大株主となる予定ではありますが、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。しかしながら、将来的に何らかの事情により同氏の所有株式数が増減した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

⑥J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

(発生可能性：低 発生可能性のある時期：特定時期なし 影響度：大)

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では2025年11月1日に株式会社SBI証券との間で、担当 J-Adviser契約(以下「当該契約」という)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約が解除され、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社SBI証券(以下「乙」という)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という)を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合

における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない、法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合
- (7) 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- (8) 発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合
- (9) 虚偽記載又は不適正意見等
次のa又はbに該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- (10) 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- (11) 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- (12) 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- (13) 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- (14) 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (15) 株主の権利の不当な制限
甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てのために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発

動とすることができないものの導入

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。この財務諸表の作成に用いた会計上の見積りのうち重要なものは、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第19期事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(資産)

当事業年度末における資産合計は1,767,030千円となり、前事業年度末と比べ116,136千円の増加となりました。流動資産は1,601,170千円となり、前事業年度末と比べ235,402千円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が133,257千円、契約資産が4,089千円、有価証券が99,970千円及び前払費用が4,776千円増加した一方で、売掛金が5,333千円減少したこと等によります。固定資産は165,860千円となり、前事業年度末と比べ119,265千円の減少となりました。その主な要因は、工具、器具及び備品(純額)が12,333千円、投資有価証券が100,178千円減少したこと等によります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は820,504千円となり、前事業年度末と比べ30,997千円の減少となりました。流動負債は588,317千円となり、前事業年度末と比べ39,404千円の増加となりました。その主な要因は、買掛金が6,112千円、1年内返済予定の長期借入金が58,734千円及び未払法人税等が10,462千円増加した一方で、未払金が6,227千円、未払費用が8,566千円及び未払消費税等が24,198千円減少したこと等によります。固定負債は232,187千円となり、前事業年度末と比べ70,402千円の減少となりました。その主な要因は、長期借入金が70,422千円減少したこと等によります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は946,526千円となり、前事業年度末と比べ147,134千円の増加となりました。その主な要因は、当期純利益の計上により利益剰余金が146,924千円、その他有価証券評価差額金が210千円増加したことによります。

第20期中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

(資産)

当中間会計期間末における資産合計は1,868,742千円となり、前事業年度末と比べ101,711千円の増加となりました。流動資産は1,708,569千円となり、前事業年度末と比べ107,399千円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が187,755千円増加した一方で、有価証券が99,970千円減少したこと等によります。固定資産は160,173千円となり、前事業年度末と比べ5,687千円の減少となりました。その主な要因は、建物が2,020千円、工具、器具及び備品(純額)が3,377千円それぞれ減少したこと等によります。

(負債)

当中間会計期間末における負債合計は825,886千円となり、前事業年度末と比べ5,381千円の増加となりました。流動負債は638,689千円となり、前事業年度末と比べ50,371千円の増加となりました。その主な要因は、買掛金が16,366千円、1年内返済予定の長期借入金が19,578千円、未払法人税等が21,294千円及びシステム障害対応費用引

当金が11,200千円増加した一方で、未払消費税等が17,362千円減少したこと等によります。固定負債は187,197千円となり、前事業年度末と比べ44,990千円の減少となりました。その主な要因は、長期借入金が45,000千円減少したこと等によります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は1,042,855千円となり、前事業年度末と比べ96,329千円の増加となりました。その主な要因は、中間純利益の計上により利益剰余金が96,310千円、その他有価証券評価差額金が19千円増加したことによります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2026年5月27日)から12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第19期事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当事業年度の設備投資の総額は1,386千円であり、その主なものは、人員増加に伴うサーバーライセンス購入費用等であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、IT人材ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第20期中間会計期間（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

当中間会計期間において、重要な設備投資はありません。また、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、IT人材ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2025年10月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | 従業員数 (名) |
|------------------|-------|-------------|---------------|---------------------|--------|-------------|
| | | 建物 及び構築物 | 工具、器具 及び備品 | 土地 (面積㎡) | 合計 | |
| 鳥取本社 (鳥取県鳥取市) | 業務施設 | 68,785 | 6,912 | 9,000 (5,000.07) | 84,698 | 82 (80) |
| 東京本社 (東京都港区) | 業務施設 | 10,611 | 3,602 | — | 14,213 | 96 (21) |

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数の最近1年間の平均人員を外書きしております。
3. 当社は、IT人材ソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
4. 鳥取本社及び東京本社の一部の建物は賃借物件であり、年間賃借料は以下のとおりであります。

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 年間賃借料 (千円) |
|------------------|-------|---------------|
| 鳥取本社 (鳥取県鳥取市) | 業務施設 | 2,716 |
| 東京本社 (東京都港区) | 業務施設 | 18,426 |

3 【設備の新設、除却等の計画】(2026年3月31日現在)

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 事業年度末現在発行数(2025年4月30日)(株) | 公表日現在発行数(2026年4月23日)(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|---------------------------|-------------------------|----------------------------|---------------|
| 普通株式 | 12,960,000 | 9,720,000 | 3,240,000 | 3,240,000 | 非上場 | 単元株式数 100株 |
| 計 | 12,960,000 | 9,720,000 | 3,240,000 | 3,240,000 | — | — |

- (注) 1. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式132,700株が含まれております。
2. 2026年2月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 (2022年11月24日臨時株主総会決議)

| 区分 | 最近事業年度末現在(2025年4月30日) | 公表日の前月末現在(2026年3月31日) |
|--|--------------------------------------|-----------------------|
| 新株予約権の数(個) | 86,000 (注) 1、5 | 86,000 (注) 1、5 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 86,000 (注) 1、5 | 普通株式 86,000 (注) 1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 840 (注) 2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2024年11月25日 至 2032年11月24日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 840 資本組入額 420 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 | 同左 |

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあること又は当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (5) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (6) 本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。

4. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に規定する新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
(注) 3に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
(注) 4に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
5. 付与対象者1名に割り当てた20,000個について、2024年3月14日付の取締役会にて当社が無償取得を行った後、全部を消却したことにより、本発行情報公表日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員5名、「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は86,000個となっております。

第2回新株予約権（2024年3月14日臨時株主総会決議）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2025年4月30日) | 公表日の前月末現在 (2026年3月31日) |
|--|--------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 27,000 (注) 1 | 26,700 (注) 1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 27,000 (注) 1 | 普通株式 26,700 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 850 (注) 2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2026年3月15日 至 2034年3月14日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 850 資本組入額 425 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。 | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 4 | 同左 |

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）

は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあること又は当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (5) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- (6) 本新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より本新株予約権者に通知する。

4. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)

に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
(注) 3 に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件
(注) 4 に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第3回新株予約権（2024年3月14日臨時株主総会決議）

| 区分 | 最近事業年度末現在 (2025年4月30日) | 公表日の前月末現在 (2026年3月31日) |
|--|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 20,000 (注) 2 | 20,000 (注) 2 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) | 普通株式 20,000 (注) 2 | 普通株式 20,000 (注) 2 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 850 (注) 3 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2027年8月1日 至 2030年7月31日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 863.24 資本組入額 431.62 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得 については、取締役会の承認 を要するものとする。 | 同左 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項 | (注) 5 | 同左 |

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき13.24円で有償発行しております。

2. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場した場合に限り本新株予約権を行使することができる。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあること又は当社又は当社の子会社と顧問契約又は業務委託契約を締結している外部協力者であることを要する。但し、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

⑧ 役員又は使用人として果たすべき忠実義務等に違反した場合

⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

- (5) 本新株予約権者は、2027年4月期の事業年度における当社決算書上の損益計算書におけるRemogu事業粗利額が1,700百万円に達しなかったときは、本件新株予約権を行使することができない。ただし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役の過半数をもって決定（当社が取締役会設置会社である場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）する。

5. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に規定する新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

(注) 4に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

(注) 5に準じて決定する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

(9) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|---------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2022年12月1日（注） | 3,236,760 | 3,240,000 | — | 99,680 | — | 10,800 |

(注) 株式分割（1：1,000）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数100株） | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) | |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|----|-----------|----------------------|---|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | — | — | — | 2 | — | — | 6 | 8 | — |
| 所有株式数 (単元) | — | — | — | 10,300 | — | — | 22,100 | 32,400 | — |
| 所有株式数 の割合(%) | — | — | — | 31.8 | — | — | 68.2 | 100.0 | — |

(注) 自己株式60,000株は「個人その他」に600単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----|--------|----------|----|
|----|--------|----------|----|

| | | | |
|----------------|----------------------------|--------|---|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 60,000 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 3,180,000 | 31,800 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 3,240,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 31,800 | — |

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社LASSIC | 鳥取県鳥取市南吉方三丁目 201-3 | 60,000 | — | 60,000 | 1.9 |
| 計 | — | 60,000 | — | 60,000 | 1.9 |

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権 (2022年11月24日臨時株主総会決議)

| | |
|--|----------------------------|
| 決議年月日 | 2022年11月24日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 5 |
| 新株予約権の数(個) | 「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び 資本組入額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 最近事業年度の末日(2025年4月30日)における内容を記載しております。

2. 本発行者情報公表日の前月末現在(2026年3月31日)の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員5名となっております。

第2回新株予約権（2024年3月14日臨時株主総会決議）

| | |
|--|----------------------------|
| 決議年月日 | 2024年3月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 36 |
| 新株予約権の数(個) | 「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 最近事業年度の末日（2025年4月30日）における内容を記載しております。

2. 本発行者情報公表日の前月末現在（2026年3月31日）の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員34名となっております。

第3回新株予約権（2024年3月14日臨時株主総会決議）

| | |
|--|----------------------------|
| 決議年月日 | 2024年3月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 1 |
| 新株予約権の数(個) | 「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

(注) 1. 最近事業年度の末日（2025年4月30日）における内容を記載しております。

2. 本発行者情報公表日の前月末現在（2026年3月31日）の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 最近事業年度 | | 最近期間 | |
|--|--------|-----------------|--------|-----------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額 (千円) | 株式数(株) | 処分価額の総額 (千円) |
| 引き受ける者の募集を行った 取得自己株式 | — | — | — | — |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式 | — | — | — | — |
| その他(—) | — | — | — | — |
| 保有自己株式数 | 60,000 | — | 60,000 | — |

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのため、配当を実施していたこともございますが、現在は、持続的成長と事業拡大に向けた積極的な投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、第17期、第18期及び第19期事業年度において配当は実施しておりません。

将来的には、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。なお、内部留保資金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金等に活用していく予定であります。剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。

なお、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議により毎年10月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性5名 女性1名(役員のうち女性の比率16.7%)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 報酬 | 所有株式数 (株) |
|-------------|----|--------|------------|--|------|------|-------------------|
| 代表取締役 | 社長 | 若山 幸司 | 1972年4月14日 | 1996年4月 株式会社経調(現 株式会社電通総研テクノロジー) 入社 1998年5月 株式会社インテリジェンス(現 パーソルキャリア株式会社) 入社 2002年10月 同社 執行役員 就任 2009年7月 当社 代表取締役社長 就任(現任) | (注)3 | (注)5 | 2,070,000 (注)6 |
| 取締役 | — | 西尾 知宏 | 1975年4月6日 | 1999年4月 株式会社ビジネスコンサルタント 入社 2000年5月 株式会社エクスペリエンス(現 パーソルキャリア株式会社) 入社 2007年5月 当社 代表取締役社長 就任 2009年7月 当社 代表取締役副社長 就任 2022年6月 当社 取締役 就任(現任) | (注)3 | (注)5 | 790,000 |
| 取締役 | — | 武林 聡 | 1964年5月23日 | 1987年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 1992年9月 株式会社インテリジェンス(現 パーソルキャリア株式会社) 入社 1993年4月 同社 取締役 就任 2004年6月 株式会社メディア(現 アルテリア・ネットワークス株式会社) 代表取締役社長 就任 2007年9月 株式会社UCOM(現 アルテリア・ネットワークス株式会社) 代表取締役社長 就任 2009年11月 株式会社USEN(現 株式会社U-NEXT HOLDINGS) 取締役 就任 2011年1月 株式会社フォーバル・リアルストレート 代表取締役 就任 2016年3月 株式会社エスネットワークス 取締役 就任(現任) 2019年6月 株式会社インターワークス(現 株式会社コンフィデンス・インターワークス) 代表取締役 就任 2020年12月 アート・クラフト・サイエンス株式会社 取締役 就任 2022年5月 株式会社Auditech 取締役 就任 2022年11月 当社 取締役 就任(現任) 2024年3月 株式会社AIR-U 監査役 就任(現任) 2025年1月 株式会社エスコポーレートソリューションズ 代表取締役 就任(現任) | (注)3 | (注)5 | 30,000 (注)7 |
| 監査役 (常勤) | — | 浦川 絵里子 | 1994年10月9日 | 2017年4月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2022年8月 岡本絵里子公認会計士事務所 所長(現任) 2023年4月 くーびーアカウンティング株式会社 代表取締役 就任(現任) 2023年7月 当社 監査役 就任(現任) | (注)4 | (注)5 | — |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 報酬 | 所有株式数 (株) |
|-----|----|-------|--------------|----------|--|-------|-------|--------------|
| 監査役 | — | 池原 浩一 | 1978年 1月 5日 | 2001年10月 | 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 | (注) 4 | (注) 5 | — |
| | | | | 2011年 1月 | 池原公認会計士事務所 開業(現任) | | | |
| | | | | 2015年 3月 | 日本セラミック株式会社 監査役 就任 | | | |
| | | | | 2016年 3月 | 日本セラミック株式会社 取締役(監査等委員) 就任(現任) | | | |
| | | | | 2016年 3月 | 株式会社グラッドキューブ 監査役 就任 | | | |
| | | | | 2020年11月 | 株式会社アクシス(現 アクシスITパートナーズ株式会社) 監査役 就任(現任) | | | |
| | | | | 2022年11月 | 当社 監査役 就任(現任) | | | |
| | | | | 2025年 8月 | 株式会社グラッドキューブ 取締役(監査等委員) 就任(現任) | | | |
| 監査役 | — | 加藤 淳也 | 1976年 7月 25日 | 2007年 9月 | 長谷川龍伸法律事務所 入所 | (注) 4 | (注) 5 | — |
| | | | | 2012年 1月 | 城南法律事務所 代表弁護士 就任(現任) | | | |
| | | | | 2013年 2月 | 株式会社A.T. brides(現 株式会社エイチームライフデザイン) 監査役 就任 | | | |
| | | | | 2015年10月 | 株式会社エイチーム(現 株式会社エイチームホールディングス) 取締役 就任 | | | |
| | | | | 2019年10月 | 株式会社Photo electron Soul 監査役 就任(現任) | | | |
| | | | | 2023年10月 | 株式会社エイチーム(現 株式会社エイチームホールディングス) 取締役(監査等委員) 就任(現任) | | | |
| | | | | 2024年 1月 | 当社 監査役 就任(現任) | | | |
| | | | | 2025年 5月 | 株式会社コーピー 監査役 就任(現任) | | | |
| 計 | | | | | | | | 2,890,000 |

- (注) 1. 取締役武林聡は、社外取締役であります。
2. 監査役浦川絵里子、池原浩一、加藤淳也は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2026年2月25日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2026年2月25日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2025年4月期に支給した役員報酬の総額は、55,020千円です。
6. 代表取締役社長若山幸司の所有株式数は、株式会社レジョイスが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
7. 取締役武林聡の所有株式数は、株式会社S・M・R・Tが所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
8. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行のために、執行役員制度を導入しております。本発行者情報公表日現在における執行役員は、次の3名であります。
- 事業推進担当執行役員 牛尾 昭昌
Remogu事業担当執行役員 関根 隆行
コーポレート担当執行役員 白石 孝太郎

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

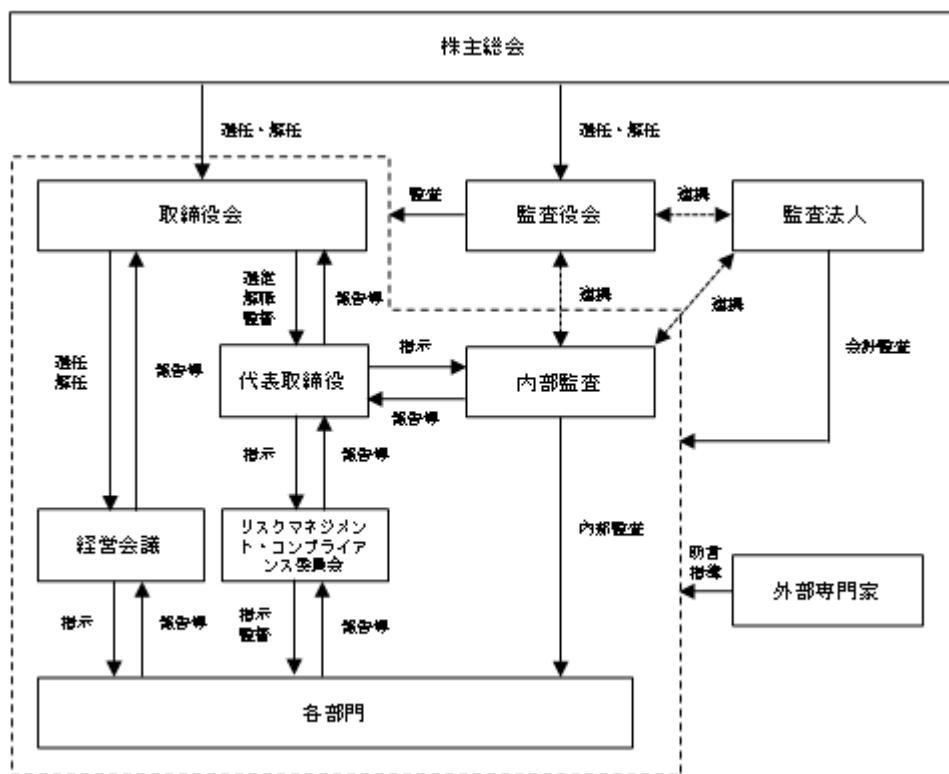
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は継続的な事業成長を通じて、ステークホルダーの信頼と期待に応えるためには、法令及び社会倫理の遵守並びに透明性・健全性の高い企業経営を行うことが重要であると認識しております。そのため、経営の意思決定の効率化を促進すると同時に、取締役会及び監査役制度を基軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築し、リスク管理並びに監督機能の強化を行っております。また、経営層のみならず全社員へのコンプライアンスの浸透に努めており、この取組みにより、ステークホルダーに対して誠実かつ健全性の高い事業運営が実現できるものと考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役制度を採用しており、企業統治の体制の概要は以下の図のとおりです。当社においては、取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を迅速に決定し、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役を監査する体制が、業務執行の効率化と健全性を確保するために有効であると判断しております。



(イ) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長若山幸司が議長を務め、取締役西尾知宏、社外取締役武林聡の計3名で構成されております。合理的かつ迅速な経営の意思決定を行う事を目的に毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、取締役会には監査役3名も出席し、取締役の職務の執行状況を監査し、必要に応じて意見を述べております。

(ロ) 監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会は、常勤の浦川絵里子が議長を務め、非常勤の池原浩一、加藤淳也の社外監査役3名で構成されております。監査役会は、毎月1回定期的に開催し、取締役会の運営状況や取締役の職務執行状況等の監督及び監査に関する重要な事項の協議・決定をしております。また、常勤監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧、また各部門への往査・ヒアリングを実施するなど、監査の実効性確保に努めております。

(ハ) 内部監査

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役より指名を受けた内部監査担当者2名が、内部監査規程及び内部監査計画に基づいた内部監査を実施し、監査結果を代表取締役へ報告しております。また、三様監査連絡会を実施し、監査役及び監査法人と適宜情報交換を行っており、監査の有効性及び効率性を高めております。

(ニ) 経営会議

経営会議は、取締役会が選任した代表取締役社長若山幸司が議長を務め、取締役西尾知宏、社外監査役浦川絵里子及び執行責任者4名の計7名で構成しており、毎週2回開催しております。職務権限上の決裁を行うことに加え、業績報告、業務執行に関する情報共有の場として機能しております。会社としての課題及び解決について認識を共有することで業務執行の迅速化を図っております。

(ホ) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、リスクマネジメント・コンプライアンスに関する重要事項の審議と方針決定を行うため、代表取締役社長若山幸司を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は委員長のほか、取締役西尾知宏、社外監査役浦川絵里子、執行役員1名及び適宜必要な関係者で構成しており、四半期に1回以上開催し、リスクマネジメント体制の維持並びにコンプライアンス活動の一元管理を行っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に基づく業務の健全性及び適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる経営理念及びコンプライアンス方針を定める。
- (2) 当社の取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備する。
- (3) 取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告する。
- (4) 当社は、内部通報規程を制定するとともに、当該制度により不正行為等の防止及び早期発見を図る。
- (5) 当社の監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役会は、文書管理規程等の文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理する。

3. 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係るリスクとして、以下の①～⑦のリスク（カテゴリー）を認識する。

① 信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスク

② 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク

③ 情報セキュリティリスク

不適切な情報管理、システム障害、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク

④ コンプライアンスリスク

内外の法令・規制・社会規範の順守を怠ったため罰則又はクレーム・訴訟を受けるリスク及び必要な

条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなるリスク

⑤ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク

⑥ イベントリスク

自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により生じるリスク

⑦ 風評リスク

マスコミ報道、風評、風説等により当社の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク

- (2) 当社の取締役会は、リスク管理体制の基礎として、リスクカテゴリー毎にリスク管理方針を定める。
 - (3) 当社の取締役会は、リスク管理方針に則り、リスクマネジメント・コンプライアンス規程等の関連規程を整備し、リスク管理担当役員の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める体制を整える。
 - (4) 当社の取締役会は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理の実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
 - (5) 当社の取締役会は、リスク管理統括部署を設置し、全社のリスク管理体制や関連規程の整備及び研修を行う。また、各部署にリスク管理担当者を配置し、各部署での損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止めるためのリスク管理の実践と研修を行う。
 - (6) 当社の取締役会は、方針の有効性・妥当性及び体制の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標を決定、効率的な経営資源の配分を行う。
 - (2) 当社の取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
 - (3) 当社の取締役会は、原則として毎月1回以上開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。
 - (4) 当社の取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として、取締役会が選任する取締役等により構成される経営会議を設置するほか、取締役会の決議により、必要に応じて提言機関として各委員会を設置させる。
 - (5) 当社の取締役会は、取締役会で選任された執行役員の中から各部署の担当役員を指定して、業務執行を行わせることにより、各部署の責任を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規程に定め、明確化する。
 - (6) 当社の取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャーの担当部署を設置し、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社の取締役会は、役職員等の行動規範となる経営理念、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝える。
 - (2) 当社の取締役会は、コンプライアンスに関する検討を行うリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
 - (3) 当社の取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス体制や関連規程の整備及び研修を行う。また、全部署にコンプライアンスオフィサーを配置し、各部署でのコンプライア

ンスの実践と研修を行う。

- (4) 当社の取締役会は、内部通報の調査体制及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接通報できる内部通報制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス統括部署からリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告する。
- (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会において報告する。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役は会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は取締役の職務執行を監査する。
- (2) 監査役及び内部監査人は、取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社の取締役会は、監査役から要請があった場合には、必要な使用人を配置する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項は、事前に監査役の同意を得るものとする。
- (3) 監査役の職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有するものとし、監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役及び使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役の職務を補助するのに必要な時間を確保する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、次の事項を発見次第直ちに報告する。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ② 会社の業務又は財産に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財産上の事実
- (2) 監査役は、必要に応じいつでも取締役及び使用人に報告を求めることができる。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役から業務に関して報告を求められた場合、遅滞なく報告する。
- (4) 内部監査人は、認識するリスクに対して内部監査人による内部監査を行い、その結果を監査役に報告する。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いの禁止し、その旨を周知徹底する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きについては、監査役の請求に従い円滑に処理を行う。
- (2) 監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を負担する。
- (3) 監査役がその役割及び責務に対する理解を深めるため必要な知識や適切な更新等の研鑽に適合した研修等にかかった費用について負担する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、会計監査人及び内部監査人と緊密な連携を図るとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べる。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に経営情報を共有する機会を持ち、監査上の重要課題、会社が対処すべき課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深め、監査の実効性を確保する。
- (3) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受けることができる。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、関連諸規程を整備し、内部統制システムを構築する。
- (2) 内部統制システムの機能の適正性を継続的に評価し、必要に応じて是正することによって、金融商品取引法及び関連法令等の適合性を確保する。

14. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (2) コーポレート本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (3) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

15. 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証するための内部監査体制を内部監査に関する社内規程に定める。

内部監査の状況

内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査担当者が実施しております。内部監査担当者は、全社の予算・実績の管理を行うコーポレート本部から1名及びIT事業部から1名を任命し、協働して内部監査（自己監査を避けるためクロス監査）を行っております。内部監査担当者は、内部監査計画に基づき当社の各部門に対する定期的な内部監査を通じて、会社の業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。また、監査の結果については代表取締役並びに取締役会に報告され、業務の改善を促進しております。

さらに、内部監査担当者は、必要に応じ、監査役会及び監査法人との情報及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら内部監査の実効性の強化に努めております。

監査役監査の状況

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成しており、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。監査役会における具体的な検討事項は、取締役会等の意思決定の妥当性の検証並びに内部統制システムに関する運用状況の確認等であり、独立した立場から検討を行い、必要に応じて提言を実施しております。なお、常勤監査役浦川絵里子は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧、また各部門への往査・ヒアリングを実施するなど、監査の実効性確保に努めております。

監査役と監査法人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。また、内部監査人とも連携をして会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告等を日常的に行い、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。

社外役員の状況

本発行情報公表日現在において、当社は社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

社外取締役の武林聡氏は、株式会社USEN（現株式会社U-NEXT HOLDINGS）をはじめ、人材・IT企業の取締役を幅広く歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。なお、同氏の資産管理会社による株式保有を除いて、人的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の浦川絵里子氏は、公認会計士として、IT・広告業界を中心に大手企業の会計監査を経験して

いるため、専門的な知識と経験を活かし当社の監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の池原浩一氏は、公認会計士として複数企業の監査役を歴任しているため、専門的な知識と豊富な経験を活かし、当社の監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の加藤淳也氏は、弁護士としての豊富な経験に基づき、企業法務やコンプライアンス等の分野で高い知識を有しております。これらの見識を活かし、当社の監査の妥当性を客観的に確保する観点から、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社との間に、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、リスクマネジメント体制の維持並びにコンプライアンス活動の一元管理を目的としたリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を定期的開催し、情報共有をすることで不測の事態に迅速に対応する体制を構築しております。また、当社のリスク管理に関する重要事項は、取締役会にて決議・報告を行っており、リスクの重要性に応じ、顧問弁護士をはじめ公認会計士、税理士、社会保険労務士など各業務分野の専門家から適時アドバイスを受け、リスク回避に努めております。

④ 役員の報酬等

(イ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|--------|----------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | ストック・ オプション | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 38,620 | 38,620 | — | — | 2 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | — | — | — | — | — |
| 社外役員 | 16,400 | 16,400 | — | — | 4 |

(ロ) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(ハ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

2023年7月27日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額100,000千円以内、2026年2月25日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内と決議されております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会に一任されており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会から委任を受けた代表取締役の若山幸司が担当職務の貢献度と業績を総合的に勘案した報酬案を取締役会へ上程し、合議の上、報酬額を決定しております。

当社の取締役の報酬等は、固定基本報酬と業績連動報酬により構成されており、その支給割合の決定方針は、取締役会で決議された取締役報酬制度に定めております。取締役の固定基本報酬は、それぞれの役位と前期実績における売上と利益の企業水準を勘案して決定し、年額を12で除した金額を毎月支給しております。また、業務執行取締役の業績連動報酬は、各会計年度の業績成果から評価を行い、取締役報酬制度に定めた報酬マトリクスに従って算出し、固定基本報酬と同様に、算出した金額を12で除した金額を毎月支給しております。

監査役は、株主の付託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査職務を負っていることから、報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役会での協議に基づく適切な水準

の報酬としております。

なお、当社では非金銭報酬等はありません。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑦ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回以上開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|--------|------|------|
| 若山 幸司 | 13回 | 13回 |
| 西尾 知宏 | 13回 | 13回 |
| 武林 聡 | 13回 | 13回 |
| 浦川 絵里子 | 13回 | 13回 |
| 池原 浩一 | 13回 | 13回 |
| 加藤 淳也 | 13回 | 13回 |

取締役会における具体的な検討内容は、当社の経営に関する方針の決定、予算及び中期経営計画の策定、決算に関する計算書類等の承認、株主総会の招集及び付議事項の承認、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況の確認、業務執行の状況及びその他法令等により定められた事項等であり、議論を交わすことで、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保に努めております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

⑨ 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年10月31日を基準として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためであります。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑪ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の武林聡は、当社定款及び会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償

責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

⑫ 会計監査の状況

当社は、あかり監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項に基づき、監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は狐塚利光氏及び林成治氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士6名、その他1名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士その他補助者との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

| 区分 | 最近事業年度 | |
|-----|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 発行者 | 11,050 | — |
| 計 | 11,050 | — |

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議のうえ、監査役会の同意を得て、監査報酬を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

3 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2024年5月1日から2025年4月30日まで)の財務諸表について、あかり監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年5月1日から2025年10月31日まで)の中間財務諸表について、あかり監査法人により期中レビューを受けております。

4 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年4月30日) | 当事業年度 (2025年4月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 827,139 | 960,397 |
| 売掛金 | 499,263 | 493,930 |
| 契約資産 | 3,072 | 7,162 |
| 有価証券 | — | 99,970 |
| 仕掛品 | 1,625 | 748 |
| 前渡金 | 591 | — |
| 前払費用 | 32,274 | 37,051 |
| その他 | 1,799 | 1,909 |
| 流動資産合計 | 1,365,767 | 1,601,170 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | ※1 112,238 | ※1 112,238 |
| 減価償却累計額 | △27,288 | △31,329 |
| 建物(純額) | 84,950 | 80,908 |
| 構築物 | ※1 8,491 | ※1 8,491 |
| 減価償却累計額 | △6,782 | △7,583 |
| 構築物(純額) | 1,709 | 908 |
| 車両運搬具 | 1,491 | 1,491 |
| 減価償却累計額 | △1,491 | △1,491 |
| 車両運搬具(純額) | 0 | 0 |
| 工具、器具及び備品 | ※1 97,404 | ※1 88,018 |
| 減価償却累計額 | △71,178 | △74,126 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 26,226 | 13,892 |
| 土地 | ※1 9,000 | ※1 9,000 |
| 有形固定資産合計 | 121,886 | 104,710 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 2,575 | 3,148 |
| 無形固定資産合計 | 2,575 | 3,148 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 100,669 | 491 |
| 出資金 | 10 | 10 |
| 長期前払費用 | 2,178 | 1,369 |
| 繰延税金資産 | 40,259 | 38,997 |
| 敷金及び保証金 | 17,507 | 17,093 |
| その他 | 39 | 39 |
| 投資その他の資産合計 | 160,664 | 58,001 |
| 固定資産合計 | 285,125 | 165,860 |
| 資産合計 | 1,650,893 | 1,767,030 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年4月30日) | 当事業年度 (2025年4月30日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 258,457 | 264,569 |
| 短期借入金 | ※2 3,000 | ※2 3,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 11,688 | 70,422 |
| 未払金 | 41,576 | 35,349 |
| 未払費用 | 70,290 | 61,723 |
| 未払法人税等 | 18,551 | 29,014 |
| 未払消費税等 | 71,622 | 47,423 |
| 前受金 | 1,824 | 658 |
| 預り金 | 6,274 | 6,796 |
| 賞与引当金 | 63,914 | 66,974 |
| 返金負債 | 1,712 | 2,383 |
| 流動負債合計 | 548,912 | 588,317 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 299,956 | 229,534 |
| 資産除去債務 | 2,633 | 2,653 |
| 固定負債合計 | 302,589 | 232,187 |
| 負債合計 | 851,502 | 820,504 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 99,680 | 99,680 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 10,800 | 10,800 |
| 資本剰余金合計 | 10,800 | 10,800 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 7,561 | 7,561 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 731,715 | 878,639 |
| 利益剰余金合計 | 739,276 | 886,200 |
| 自己株式 | △50,400 | △50,400 |
| 株主資本合計 | 799,356 | 946,280 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △230 | △19 |
| 評価・換算差額等合計 | △230 | △19 |
| 新株予約権 | 264 | 264 |
| 純資産合計 | 799,391 | 946,526 |
| 負債純資産合計 | 1,650,893 | 1,767,030 |

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間 (2025年10月31日) |
|---------------|--|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 1,148,152 |
| 売掛金及び契約資産 | | 523,979 |
| 仕掛品 | | 2,762 |
| 前払費用 | | 33,212 |
| その他 | | 461 |
| 流動資産合計 | | 1,708,569 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物(純額) | | 78,888 |
| 構築物(純額) | | 508 |
| 車両運搬具(純額) | | 0 |
| 工具、器具及び備品(純額) | | 10,515 |
| 土地 | | 9,000 |
| 有形固定資産合計 | | 98,912 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 2,692 |
| 無形固定資産合計 | | 2,692 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 491 |
| 出資金 | | 10 |
| 長期前払費用 | | 1,052 |
| 繰延税金資産 | | 38,987 |
| 敷金及び保証金 | | 17,987 |
| その他 | | 39 |
| 投資その他の資産合計 | | 58,568 |
| 固定資産合計 | | 160,173 |
| 資産合計 | | 1,868,742 |

(単位：千円)

当中間会計期間
(2025年10月31日)

負債の部

流動負債

| | |
|---------------|-----------|
| 買掛金 | 280,936 |
| 短期借入金 | 3,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 90,000 |
| 未払金 | 37,468 |
| 未払費用 | 60,470 |
| 未払法人税等 | 50,309 |
| 未払消費税等 | 30,061 |
| 預り金 | 7,847 |
| 賞与引当金 | 65,004 |
| システム障害対応費用引当金 | ※1 11,200 |
| 返金負債 | 2,390 |

流動負債合計 638,689

固定負債

| | |
|--------|---------|
| 長期借入金 | 184,534 |
| 資産除去債務 | 2,663 |

固定負債合計 187,197

負債合計

825,886

純資産の部

株主資本

| | |
|-------|---------|
| 資本金 | 99,680 |
| 資本剰余金 | 10,800 |
| 利益剰余金 | 982,511 |
| 自己株式 | △50,400 |

株主資本合計 1,042,591

新株予約権

264

純資産合計 1,042,855

負債純資産合計

1,868,742

② 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | 当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | ※1 4,432,661 | ※1 4,788,882 |
| 売上原価 | 3,153,146 | 3,387,022 |
| 売上総利益 | 1,279,515 | 1,401,860 |
| 販売費及び一般管理費 | ※2 1,049,303 | ※2 1,199,061 |
| 営業利益 | 230,212 | 202,798 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 6 | 470 |
| 有価証券利息 | 1,525 | 1,150 |
| 受取地代家賃 | 851 | 784 |
| 投資有価証券評価益 | 4,150 | — |
| 補助金収入 | 2,719 | 2,177 |
| その他 | 422 | 616 |
| 営業外収益合計 | 9,674 | 5,198 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 229 | 236 |
| 消費税差額 | 10 | 59 |
| 営業外費用合計 | 240 | 296 |
| 経常利益 | 239,646 | 207,701 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | — | ※3 43 |
| 特別利益合計 | — | 43 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | ※4 0 | ※4 78 |
| 投資有価証券評価損 | — | ※5 528 |
| 特別損失合計 | 0 | 606 |
| 税引前当期純利益 | 239,646 | 207,138 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 58,248 | 59,062 |
| 法人税等調整額 | 8,012 | 1,151 |
| 法人税等合計 | 66,261 | 60,214 |
| 当期純利益 | 173,384 | 146,924 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | | 当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) | |
|------------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| I 労務費 | ※ | 589,853 | 18.7 | 582,634 | 17.2 |
| II 経費 | | 2,564,797 | 81.3 | 2,803,511 | 82.8 |
| 当期総製造費用 | | 3,154,651 | 100.0 | 3,386,146 | 100.0 |
| 仕掛品期首棚卸高 | | 1,240 | | 1,625 | |
| 合計 | | 3,155,891 | | 3,387,771 | |
| 仕掛品期末棚卸高 | | 1,625 | | 748 | |
| 受注損失引当金戻入益 | | 1,120 | | — | |
| 当期売上原価 | | 3,153,146 | | 3,387,022 | |

(原価計算の方法)

当社の原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) ※主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(千円) | 当事業年度(千円) |
|-----|-----------|-----------|
| 外注費 | 2,555,404 | 2,793,022 |

【中間損益計算書】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) | |
|------------------|---|-----------|
| 売上高 | | 2,537,737 |
| 売上原価 | | 1,749,186 |
| 売上総利益 | | 788,550 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 | 631,106 |
| 営業利益 | | 157,444 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | 903 |
| 有価証券利息 | | 191 |
| 受取地代家賃 | | 91 |
| 受取保険金 | | 500 |
| その他 | | 58 |
| 営業外収益合計 | | 1,745 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | | 1,143 |
| 営業外費用合計 | | 1,143 |
| 経常利益 | | 158,046 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | | 0 |
| システム障害対応費用引当金繰入額 | ※2 | 11,200 |
| 特別損失合計 | | 11,200 |
| 税引前中間純利益 | | 146,846 |
| 法人税等 | | 50,535 |
| 中間純利益 | | 96,310 |

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
|-------------------------|--------|--------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|---------|---------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 99,680 | 10,800 | 10,800 | 7,561 | 558,330 | 565,891 | △50,400 | 625,971 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | — | | 173,384 | 173,384 | | 173,384 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | — | | | — | | — | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | 173,384 | 173,384 | — | 173,384 | |
| 当期末残高 | 99,680 | 10,800 | 10,800 | 7,561 | 731,715 | 739,276 | △50,400 | 799,356 | |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|-------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △2,945 | △2,945 | — | 623,026 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | — | | 173,384 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 2,715 | 2,715 | 264 | 2,979 |
| 当期変動額合計 | 2,715 | 2,715 | 264 | 176,364 |
| 当期末残高 | △230 | △230 | 264 | 799,391 |

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
|-------------------------|--------|--------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|---------|---------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 99,680 | 10,800 | 10,800 | 7,561 | 731,715 | 739,276 | △50,400 | 799,356 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | — | | 146,924 | 146,924 | | 146,924 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | — | | | — | | — | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | 146,924 | 146,924 | — | 146,924 | |
| 当期末残高 | 99,680 | 10,800 | 10,800 | 7,561 | 878,639 | 886,200 | △50,400 | 946,280 | |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|-------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △230 | △230 | 264 | 799,391 |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | 146,924 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 210 | 210 | | 210 |
| 当期変動額合計 | 210 | 210 | — | 147,134 |
| 当期末残高 | △19 | △19 | 264 | 946,526 |

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | 当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) |
|----------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 239,646 | 207,138 |
| 減価償却費 | 18,348 | 17,988 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | 10,048 | 3,060 |
| 受注損失引当金の増減額(△は減少) | △1,120 | — |
| 受取利息 | △6 | △470 |
| 有価証券利息 | △1,525 | △1,150 |
| 支払利息 | 229 | 236 |
| 補助金収入 | △2,719 | △2,177 |
| 固定資産売却損益(△は益) | — | △43 |
| 固定資産除却損 | 0 | 78 |
| 投資有価証券評価損益(△は益) | △4,150 | 528 |
| 売上債権及び契約資産の増減額(△は増加) | △95,553 | 1,244 |
| 棚卸資産の増減額(△は増加) | △385 | 876 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | 43,424 | 6,112 |
| 未収消費税等の増減額(△は増加) | 72,033 | — |
| 未払消費税等の増減額(△は減少) | 59,843 | △24,198 |
| その他の資産の増減額(△は増加) | △5,682 | △3,146 |
| その他の負債の増減額(△は減少) | △61,747 | △14,825 |
| 小計 | 270,685 | 191,250 |
| 利息の受取額 | 1,531 | 1,620 |
| 利息の支払額 | △229 | △236 |
| 補助金の受取額 | 2,719 | 2,177 |
| 法人税等の支払額 | △127,818 | △48,459 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 146,887 | 146,352 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △20,421 | △126 |
| 有形固定資産の売却による収入 | — | 44 |
| 無形固定資産の取得による支出 | — | △1,260 |
| 投資有価証券の償還による収入 | 100,000 | — |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | — | △65 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 263 | — |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 79,841 | △1,407 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入金の返済による支出 | △12,662 | △11,688 |
| 新株予約権の発行による収入 | 264 | — |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △12,397 | △11,688 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 214,332 | 133,257 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 612,807 | 827,139 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | ※1 827,139 | ※1 960,397 |

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|-------------------------|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前中間純利益 | 146,846 |
| 減価償却費 | 6,254 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | △1,970 |
| システム障害対応費用引当金の増減額(△は減少) | 11,200 |
| 受取利息 | △903 |
| 有価証券利息 | △191 |
| 支払利息 | 1,143 |
| 固定資産除却損 | 0 |
| 売上債権及び契約資産の増減額(△は増加) | △22,887 |
| 棚卸資産の増減額(△は増加) | △2,014 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | 16,366 |
| 未払消費税等の増減額(△は減少) | △17,362 |
| その他の資産の増減額(△は増加) | 5,460 |
| その他の負債の増減額(△は減少) | 1,275 |
| 小計 | 143,217 |
| 利息の受取額 | 1,478 |
| 利息の支払額 | △1,143 |
| 法人税等の支払額 | △29,241 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 114,311 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有価証券の償還による収入 | 100,000 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | △1,133 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 98,866 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入金の返済による支出 | △25,422 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △25,422 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 187,755 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 960,397 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※1 1,148,152 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 10～38年 |
| 構築物 | 10～20年 |
| 車両運搬具 | 4年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込み額を計上しております。なお、当事業年度においては、該当する受注契約がないため、受注損失引当金を計上しておりません。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 請負契約

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステム等を制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。請負契約による取引については、作業の進捗に伴い顧客に財又はサービスが移転し、一定の期間にわたり履行義務を充足することから、その進捗度に応じて収益を認識しております。進捗度の測定には、期末日における見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法を使用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約のうち金額的重要性が乏しい契約については、代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 準委任契約及び派遣契約

準委任契約及び派遣契約は、主としてシステム開発等の受託業務について、システムエンジニア等の専門要員が顧客に役務の提供を行うものであり、当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されることから、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

③ 人材紹介

人材紹介における履行義務は、IT専門職の採用需要がある顧客企業に対して、顧客企業が求める候補者を紹介することであり、当該履行義務は、候補者の入社を成立させる成果報酬型のサービスであるため、転職希望者が顧客企業に入社した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、早期の退職等が発生した場合において、契約上、返金義務のあるものに関しては過去の返金実績より返金額を見積り、当該金額を返金負債として計上し、売上高から控除しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 財務諸表に計上した繰延税金資産の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2024年4月30日) | 当事業年度 (2025年4月30日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | 40,259 | 38,997 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異に係る税効果については、実行可能なタックス・プランニングを考慮し、繰延税金資産を回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において、当該一時差異に適用される法定実効税率を使用して繰延税金資産を計上しております。当社は、事業計画等に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を合理的に見積り、課税所得が生じる可能性を判断しています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

財務諸表に計上した繰延税金資産の金額及び内訳については、(税効果会計関係)において記載のとおりであります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年4月期の期首から適用します。

(3) 適用予定日

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり
ます。

(貸借対照表関係)

※1. 固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等により取得した資産につき、有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2024年4月30日) | 当事業年度 (2025年4月30日) |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 67,139千円 | 67,139千円 |
| 構築物 | 4,673千円 | 4,673千円 |
| 工具、器具及び備品 | 3,770千円 | 3,659千円 |
| 土地 | 171,002千円 | 171,002千円 |
| 計 | 246,584千円 | 246,473千円 |

※2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2024年4月30日) | 当事業年度 (2025年4月30日) |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額 | 280,000千円 | 280,000千円 |
| 借入実行残高 | 3,000千円 | 3,000千円 |
| 差引額 | 277,000千円 | 277,000千円 |

※3. 偶発債務

〔第5【経理の状況】1【財務諸表等】【注記事項】（重要な後発事象）（訴訟の提起について）〕に記載のとおり、当社は、2025年7月2日付で東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟を提起されました。

当該訴訟は、原告から受託した業務に関して、当社の委託先による原告の情報の取扱いにおいて生じた問題（2024年4月発生）に起因して原告より提起されたものであり、原告は当社の債務不履行責任及び使用者責任を理由に、対応人件費相当額や逸失利益等として当社に対し106,952千円及び遅延損害金を請求しております。

当該訴訟は東京地方裁判所において係属中です。当社としては、原告の請求は根拠のないものと考えており、当該訴訟において適切に対応しております。ただし、現時点においては、当該訴訟に関する影響額を合理的に見積ることができないため、引当金は計上しておりません。

(損益計算書関係)

※ 1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、すべて顧客との契約から生じる収益の金額であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益は含まれておりません。

※ 2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | 当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) |
|----------|--|--|
| 給料手当 | 439,284千円 | 540,375千円 |
| システム利用料 | 91,887千円 | 121,457千円 |
| 減価償却費 | 18,348千円 | 17,988千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 27,324千円 | 32,053千円 |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 48.8% | 38.3% |
| 一般管理費 | 51.2% | 61.7% |

※ 3. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | 当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) |
|-----------|--|--|
| 工具、器具及び備品 | 一 千円 | 43 千円 |
| 計 | 一 千円 | 43 千円 |

※ 4. 固定資産除却損の内容は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | 当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) |
|-----------|--|--|
| 工具、器具及び備品 | 0 千円 | 78 千円 |
| 計 | 0 千円 | 78 千円 |

※ 5. 投資有価証券評価損

前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

当社が保有する投資有価証券の一部について、取得価額に比べて実質価額が著しく下落したため、減損処理により投資有価証券評価損を計上したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 3,240,000 | — | — | 3,240,000 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 60,000 | — | — | 60,000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|------------------------|------------|--------------|----|----|--------|--------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| ストック・オプションとしての第1回新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第2回新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第3回新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | 264 |
| 合計 | | — | — | — | — | 264 |

(注) スtock・オプションとしての第1回新株予約権、第2回新株予約権及び第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 3,240,000 | — | — | 3,240,000 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 60,000 | — | — | 60,000 |

3 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|------------------------|------------|--------------|----|----|--------|--------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| ストック・オプションとしての第1回新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第2回新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | — |
| ストック・オプションとしての第3回新株予約権 | 普通株式 | — | — | — | — | 264 |
| 合計 | | — | — | — | — | 264 |

(注) 1. スtock・オプションとしての第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりますが、権利行使の条件を満たしていません。

2. スtock・オプションとしての第2回新株予約権及び第3回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | 当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) |
|------------------|--|--|
| 現金及び預金 | 827,139 千円 | 960,397 千円 |
| 預金期間が3ヶ月を超える定期預金 | — 千円 | — 千円 |
| 現金及び現金同等物 | 827,139 千円 | 960,397 千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、金融機関からの借入による方針であります。また、必要な運転資金を除いた余資については、短期的な預金または安全性の高い金融商品を中心に運用することとしております。デリバティブは、組込デリバティブなど投資運用収益獲得のための利用に限定し、投機目的での取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスク、発行会社の信用リスクに晒されております。なお、有価証券及び投資有価証券の中には、CDSによる参照企業の信用リスクに晒される仕組債が含まれております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、経理部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年4月30日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------------------|------------------|------------|------------|
| 投資有価証券(※3) | | | |
| その他有価証券 | 99,650 | 99,650 | — |
| 資産計 | 99,650 | 99,650 | — |
| 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む) | 311,644 | 313,736 | 2,092 |
| 負債計 | 311,644 | 313,736 | 2,092 |

※1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 売掛金、買掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3. 市場価格のない株式等は、上記表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 前事業年度 (千円) |
|--------|---------------|
| 投資有価証券 | 1,019 |

当事業年度(2025年4月30日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------------------|------------------|------------|------------|
| 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 99,970 | 99,970 | — |
| 資産計 | 99,970 | 99,970 | — |
| 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む) | 299,956 | 301,674 | 1,718 |
| 負債計 | 299,956 | 301,674 | 1,718 |

※1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 売掛金、買掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3. 市場価格のない株式等は、上記表に含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分 | 当事業年度 (千円) |
|--------|---------------|
| 投資有価証券 | 491 |

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年4月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 827,139 | — | — | — |
| 売掛金 | 499,263 | — | — | — |
| 投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(仕組債) | — | 99,650 | — | — |
| 合計 | 1,326,403 | 99,650 | — | — |

当事業年度(2025年4月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------------------------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 960,397 | — | — | — |
| 売掛金 | 493,930 | — | — | — |
| 有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(仕組債) | 99,970 | — | — | — |
| 合計 | 1,554,297 | — | — | — |

(注) 2. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年4月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 3,000 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 11,688 | 70,422 | 90,000 | 82,500 | 34,596 | 22,438 |
| 合計 | 14,688 | 70,422 | 90,000 | 82,500 | 34,596 | 22,438 |

当事業年度(2025年4月30日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 3,000 | — | — | — | — | — |
| 長期借入金 | 70,422 | 90,000 | 82,500 | 34,596 | 7,254 | 15,184 |
| 合計 | 73,422 | 90,000 | 82,500 | 34,596 | 7,254 | 15,184 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年4月30日)

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|----------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 債券 (仕組債) | — | 99,650 | — | 99,650 |
| 資産計 | — | 99,650 | — | 99,650 |

当事業年度(2025年4月30日)

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|----------|---------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | | | | |
| 債券 (仕組債) | — | 99,970 | — | 99,970 |
| 資産計 | — | 99,970 | — | 99,970 |

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年4月30日)

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 313,736 | — | 313,736 |
| 負債計 | — | 313,736 | — | 313,736 |

当事業年度(2025年4月30日)

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金 | — | 301,674 | — | 301,674 |
| 負債計 | — | 301,674 | — | 301,674 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

債券(仕組債)の時価は、取引金融機関が提示した時価情報の価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額に近似しているものと考えられるため、当該帳簿価額によっており、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2024年4月30日)

| | 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|---------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | 99,650 | 100,000 | △350 |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | 99,650 | 100,000 | △350 |
| 合計 | | 99,650 | 100,000 | △350 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額1,019千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めていません。

当事業年度(2025年4月30日)

| | 区分 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|---------|------------------|--------------|------------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | — | — | — |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | — | — | — |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | (1) 株式 | — | — | — |
| | (2) 債券 | 99,970 | 100,000 | △30 |
| | (3) その他 | — | — | — |
| | 小計 | 99,970 | 100,000 | △30 |
| 合計 | | 99,970 | 100,000 | △30 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額491千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めていません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|----|---------|-----------------|-----------------|
| 債券 | 100,000 | — | — |
| 合計 | 100,000 | — | — |

(注) 早期償還条項に基づく期限前償還によるものであります。

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

当事業年度において、投資有価証券について528千円(その他有価証券の株式528千円)減損処理を行っております。

なお、市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合には、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、帳簿価額を実質価額まで減損処理を行うこととしております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、複数事業主制度の確定給付企業年金制度である福祉はぐくみ企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であるため、確定拠出制度と同様の会計処理を行っております。

2. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の確定給付企業年金制度への要拠出額は、前事業年度32,747千円、当事業年度33,216千円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

| | 前事業年度 (2024年3月31日現在) | 当事業年度 (2025年3月31日現在) |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 年金資産の額 | 27,635,061千円 | 47,185,996千円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 27,434,487 〃 | 46,428,265 〃 |
| 差引額 | 200,573千円 | 757,730千円 |

(注) 積立状況に関する事項については、当社の決算において入手可能な直近時点の年金財政計算に基づく数値として、前事業年度は2024年3月31日時点の数値及び当事業年度は2025年3月31日時点の数値を記載しております。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

前事業年度 0.3% (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

当事業年度 0.2% (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、剰余金(運用損益)であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|---------------------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2022年11月24日 | 2024年3月14日 | 2024年3月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社執行役員(委任契約型)及び当社従業員 6名 | 当社従業員 40名 | 当社従業員 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 | 普通株式 106,000株 | 普通株式 30,700株 | 普通株式 20,000株 |
| 付与日 | 2022年11月24日 | 2024年3月14日 | 2024年3月14日 |
| 権利確定条件 | (注) 2 | (注) 2 | (注) 2 |
| 対象勤務期間 | 期間の定めはありません。 | 期間の定めはありません。 | 期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2024年11月25日～ 2032年11月24日 | 2026年3月15日～ 2034年3月14日 | 2027年8月1日～ 2030年7月31日 |

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|----------|----------|----------|----------|
| 権利確定前(株) | | | |
| 前事業年度末 | 86,000 | 30,700 | 20,000 |
| 付与 | — | — | — |
| 失効 | — | 3,700 | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 未確定残 | 86,000 | 27,000 | 20,000 |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前事業年度末 | — | — | — |
| 権利確定 | — | — | — |
| 権利行使 | — | — | — |
| 失効 | — | — | — |
| 未行使残 | — | — | — |

② 単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 | 第3回新株予約権 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 権利行使価格(円) | 840 | 850 | 850 |
| 行使時平均株価(円) | — | — | — |
| 付与日における公正な評価単価(円) | — | — | — |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、類似会社比較法及びDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)の折衷法によって行っております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|-----|
| 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2024年4月30日) | 当事業年度 (2025年4月30日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 21,897千円 | 22,945千円 |
| 減価償却超過額 | 9,942 | 7,428 |
| その他有価証券評価差額金 | 119 | 10 |
| 資産除去債務 | 1,217 | 1,422 |
| 未払費用 | 4,783 | 3,942 |
| 未払事業税 | 1,886 | 3,005 |
| その他 | 1,008 | 1,434 |
| 繰延税金資産小計 | 40,855千円 | 40,188千円 |
| 評価性引当額 | — | △617 |
| 繰延税金資産合計 | 40,855千円 | 39,571千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 596千円 | 573千円 |
| 繰延税金負債合計 | 596千円 | 573千円 |
| 繰延税金資産純額 | 40,259千円 | 38,997千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2024年4月30日) | 当事業年度 (2025年4月30日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 (調整) | 34.3% | 34.3% |
| 住民税均等割 | 0.5 | 0.6 |
| 法人税額の特別控除 | △4.6 | △5.2 |
| 過年度法人税等 | △1.8 | — |
| その他 | △0.8 | △0.6 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.6 | 29.1 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年5月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.26%から35.11%に変更し計算しております。

なお、この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社は、東京本社不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかわる債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金及び差入保証金の回収が最終的に見込めないと思認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

また、鳥取本社に関する資産除去債務に関しては、総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、IT人材ソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分及び収益認識別に分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

(単位：千円)

| サービス | | Remogu | リラシク | IT ソリューション | 合計 |
|---------------------------|-----------------|-----------|---------|---------------|-----------|
| 一時点で移転される 財又はサービス | 請負契約 | — | — | 49,867 | 49,867 |
| | 人材紹介 | — | 101,011 | — | 101,011 |
| 一定の期間にわたり移転される 財又はサービス | 請負契約 | — | — | 96,893 | 96,893 |
| | 準委任契約 及び派遣契約 | 3,072,904 | — | 1,111,986 | 4,184,890 |
| 顧客との契約から生じる収益 | | 3,072,904 | 101,011 | 1,258,746 | 4,432,661 |
| 外部顧客への売上高 | | 3,072,904 | 101,011 | 1,258,746 | 4,432,661 |

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(単位：千円)

| サービス | | Remogu | リラシク | IT ソリューション | 合計 |
|---------------------------|-----------------|-----------|---------|---------------|-----------|
| 一時点で移転される 財又はサービス | 請負契約 | — | — | 22,621 | 22,621 |
| | 人材紹介 | — | 243,937 | — | 243,937 |
| 一定の期間にわたり移転される 財又はサービス | 請負契約 | — | — | 84,326 | 84,326 |
| | 準委任契約 及び派遣契約 | 3,448,794 | — | 989,202 | 4,437,997 |
| 顧客との契約から生じる収益 | | 3,448,794 | 243,937 | 1,096,150 | 4,788,882 |
| 外部顧客への売上高 | | 3,448,794 | 243,937 | 1,096,150 | 4,788,882 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に同じ内容を記載しているため省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債、並びに返金負債の残高等

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | 当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) |
|----------------------|--|--|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 406,383 | 499,263 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 499,263 | 493,930 |
| 契約資産 (期首残高) | 400 | 3,072 |
| 契約資産 (期末残高) | 3,072 | 7,162 |
| 契約負債 (期首残高) | 5,181 | 1,824 |
| 契約負債 (期末残高) | 1,824 | 658 |
| 返金負債 (期首残高) | 2,228 | 1,712 |
| 返金負債 (期末残高) | 1,712 | 2,383 |

- (注) 1. 契約資産は、主に請負契約（ごく期間の短い契約を除く）において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振り替えられます。
2. 契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い、取り崩しております。
3. 前事業年度に認識した収益のうち、前事業年度期首の契約負債に含まれていた金額は5,181千円であります。
4. 当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度期首の契約負債に含まれていた金額は1,824千円であります。
5. 返金負債は、人材紹介事業について、早期の退職等が発生した場合において、契約上、返金義務のあるものに関しては過去の返金実績より返金が見込まれる金額を計上しております。返金負債は、顧客企業に対して返金義務が発生した時点で取り崩しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、IT人材ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | Remogu | リラシク | ITソリューション | 合計 |
|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 3,072,904 | 101,011 | 1,258,746 | 4,432,661 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以上を占める地域がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しているため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載事項はありません。

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | Remogu | リラシク | ITソリューション | 合計 |
|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 3,448,794 | 243,937 | 1,096,150 | 4,788,882 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以上を占める地域がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しているため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 2023年5月1日 至 2024年4月30日)

重要性のある関連当事者情報はありませので、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | 当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) |
|------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 251.30円 | 297.57円 |
| 1株当たり当期純利益 | 54.52円 | 46.20円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2023年5月1日 至 2024年4月30日) | 当事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日) |
|---|---|---|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益(千円) | 173,384 | 146,924 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 173,384 | 146,924 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 3,180,000 | 3,180,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 | 新株予約権3種類 (潜在株式数 136,700株) なお、新株予約権の概要は、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 新株予約権3種類 (潜在株式数 136,700株) なお、新株予約権の概要は、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

(重要な後発事象)

(訴訟の提起について)

当社は、2025年7月2日付で東京地方裁判所において損害賠償106,952千円及び遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起されました。

詳細につきましては、「第5【経理の状況】1【財務諸表等】【注記事項】(貸借対照表関係) 3. 偶発債務」に記載のとおりであります。

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. システム障害対応費用引当金

2025年10月に発生した当社へのサイバー攻撃によるシステム障害に関して、外部専門家に対する調査費用に係る見積額を計上しております。

※2. 偶発債務

当社は、2025年7月2日付で東京地方裁判所において損害賠償請求訴訟を提起されました。

当該訴訟は、原告から受託した業務に関して、当社の委託先による原告の情報の取扱いにおいて生じた問題(2024年4月発生)に起因して原告より提起されたものであり、原告は当社の債務不履行責任及び使用者責任を理由に、対応人件費相当額や逸失利益等として当社に対し106,952千円及び遅延損害金を請求しております。

当該訴訟は東京地方裁判所において係属中です。当社としては、原告の請求は根拠のないものと考えており、当該訴訟において適切に対応しております。ただし、現時点においては、当該訴訟に関する影響額を合理的に見積ることができないため、引当金は計上しておりません。

(中間損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|----------|---|
| 給料手当 | 287,631千円 |
| 減価償却費 | 6,254千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 32,963千円 |

※2. システム障害対応費用引当金繰入額

2025年10月に発生した当社へのサイバー攻撃によるシステム障害に関して、外部専門家に対する調査費用に係る見積額を計上しております。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|------------------|---|
| 現金及び預金 | 1,148,152千円 |
| 預金期間が3ヶ月を超える定期預金 | —千円 |
| 現金及び現金同等物 | 1,148,152千円 |

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

1. 配当金の支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、IT人材ソリューション事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分及び収益認識別に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| サービス | | Remogu | リラシク | IT ソリューション | 合計 |
|---------------------------|-----------------|-----------|---------|---------------|-----------|
| 一時点で移転される 財又はサービス | 請負契約 | — | — | 7,343 | 7,343 |
| | 人材紹介 | — | 124,952 | — | 124,952 |
| 一定の期間にわたり移転される 財又はサービス | 請負契約 | — | — | 55,370 | 55,370 |
| | 準委任契約 及び派遣契約 | 1,894,597 | — | 455,472 | 2,350,070 |
| 顧客との契約から生じる収益 | | 1,894,597 | 124,952 | 518,187 | 2,537,737 |
| 外部顧客への売上高 | | 1,894,597 | 124,952 | 518,187 | 2,537,737 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

当社は、IT人材ソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日) |
|--|---|
| 1株当たり中間純利益 | 30.29円 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益(千円) | 96,310 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | — |
| 普通株式に係る中間純利益(千円) | 96,310 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 3,180,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | 新株予約権3種類 (潜在株式数 132,900株) なお、新株予約権の概要は、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

| 銘柄 | | 株式数 (株) | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|---------|---------------|------------------|
| 投資有価証券 | その他有価証券 | スマートメディカル株式会社 | 491 |
| | | 小計 | 491 |
| 計 | | 5 | 491 |

【債券】

| 銘柄 | | 券面総額 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) |
|------|---------|-----------------------------|------------------|
| 有価証券 | その他有価証券 | ノムラグローバルファイナンス NO. 80974 | 99,970 |
| | | 小計 | 99,970 |
| 計 | | 100,000 | 99,970 |

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高(千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|---------------|-----------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 112,238 | — | — | 112,238 | 31,329 | 4,041 | 80,908 |
| 構築物 | 8,491 | — | — | 8,491 | 7,583 | 800 | 908 |
| 車両運搬具 | 1,491 | — | — | 1,491 | 1,491 | — | 0 |
| 工具、器具及び備品 | 97,404 | 126 | 9,511 | 88,018 | 74,126 | 12,459 | 13,892 |
| 土地 | 9,000 | — | — | 9,000 | — | — | 9,000 |
| 有形固定資産計 | 228,626 | 126 | 9,511 | 219,241 | 114,530 | 17,301 | 104,710 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 12,583 | 1,260 | — | 13,844 | 10,695 | 686 | 3,148 |
| 無形固定資産計 | 12,583 | 1,260 | — | 13,844 | 10,695 | 686 | 3,148 |
| 長期前払費用 | 2,178 | — | 808 | 1,369 | — | — | 1,369 |

- (注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
 ソフトウェア サーバー用ソフトウェアライセンス購入 1,260千円
2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。
 工具、器具及び備品 ノートパソコン 9,511千円
3. 取得価額から控除した圧縮記帳額は次のとおりであります。
 建物 67,139千円
 構築物 4,673千円
 工具、器具及び備品 3,659千円
 土地 171,002千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|--------------------------|
| 短期借入金 | 3,000 | 3,000 | 0.88 | — |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 11,688 | 70,422 | 2.52 | — |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 299,956 | 229,534 | 1.00 | 2026年5月1日～ 2032年7月31日 |
| 合計 | 314,644 | 302,956 | — | — |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 90,000 | 82,500 | 34,596 | 7,254 |

【引当金明細表】

| 科目 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 賞与引当金 | 63,914 | 66,974 | 63,914 | — | 66,974 |

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | — |
| 預金 | |
| 普通預金 | 960,058 |
| その他 | 339 |
| 小計 | 960,397 |
| 合計 | 960,397 |

② 売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|---------------------------|---------|
| 株式会社朝日新聞社 | 24,008 |
| 株式会社リコー | 23,838 |
| 合同会社DMM.com | 20,806 |
| 株式会社カイラステクノロジー | 13,666 |
| 富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ株式会社 | 13,035 |
| その他 | 398,576 |
| 合計 | 493,930 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高(千円) | 当期発生高(千円) | 当期回収高(千円) | 当期末残高(千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | $\frac{(A)+(D)}{\frac{2}{(B)}} \times 365$ |
| 499,263 | 5,259,768 | 5,265,101 | 493,930 | 91.4 | 34.5 |

③ 仕掛品

| 品名 | 金額(千円) |
|--------------|--------|
| 受託開発業務に係る仕掛品 | 748 |
| 合計 | 748 |

④ 買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|-------------------|---------|
| 株式会社BTM | 3,504 |
| paiza株式会社 | 2,724 |
| Lotus&Company株式会社 | 2,530 |
| セルプロモート株式会社 | 1,980 |
| 株式会社PE-BANK | 1,925 |
| その他 | 251,905 |
| 合計 | 264,569 |

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

| | |
|--------------|--|
| 事業年度 | 毎年5月1日から翌年4月30日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度終了後3か月以内 |
| 基準日 | 毎年4月30日 |
| 株券の種類 | — |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年10月31日 毎年4月30日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 株式の名義書換え（注）1 | |
| 取扱場所 | 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 |
| 名義書換手数料 | 無料 |
| 新券交付手数料 | — |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1 |
| 買取手数料 | 無料（注）2 |
| 公告掲載方法 | 当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.lassic.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

- （注）1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

| 項目 | 新株予約権① | 新株予約権② |
|-------------|---|---|
| 発行年月日 | 2024年3月14日 | 2024年3月14日 |
| 種類 | 第2回新株予約権 (ストック・オプション) | 第3回新株予約権 (ストック・オプション) |
| 発行数 | 普通株式 30,700株 (注) 4 | 普通株式 20,000株 |
| 発行価格 | 850円 (注) 2 | 863.24円 (注) 2 |
| 資本組入額 | 425円 | 431.62円 |
| 発行価額の総額 | 26,095,000円 | 17,264,800円 |
| 資本組入額の総額 | 13,047,500円 | 8,632,400円 |
| 発行方法 | 2024年3月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。 | 2024年3月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。 |
| 保有期間等に関する確約 | — | — |

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の募集等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合(それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。)、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。

- ①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有すること。
 ②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
 ③その他同取引所が必要と認める事項。

- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2025年4月30日であります。

2. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、類似会社比較法及びDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)の折衷法によって決定しております。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

| | 新株予約権① | 新株予約権② |
|----------|------------------------------|-----------------------------|
| 行使時の払込金額 | 1株につき850円 | 1株につき850円 |
| 行使期間 | 2026年3月15日から 2034年3月14日まで | 2027年8月1日から 2030年7月31日まで |

| | | |
|----------------|---|---|
| 行使の条件 | 「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 | 「第一部 企業情報 第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 | 新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。 |

4. 新株予約権割当契約締結後の退職による権利の喪失により、新株予約権①の発行数は26,700株、発行価額の総額は22,695,000円、資本組入額の総額は11,347,500円となっております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 発行者との関係 |
|----------------|-----------------|------------------------|-------------|--------------------|-----------------|
| 平田 雅紘 | 東京都墨田区 | 会社員 | 1,900 | 1,615,000 (850) | 当社従業員 |
| 羽部 浩太郎 | 東京都中野区 | 会社員 | 1,500 | 1,275,000 (850) | 当社従業員 |
| 太中 啓介 | 鳥取県鳥取市 | 会社員 | 1,500 | 1,275,000 (850) | 当社従業員 |
| 森本 萌 | 鳥取県東伯郡琴浦町 | 会社員 | 1,400 | 1,190,000 (850) | 当社従業員 |
| 妹尾 範康 | 鳥取県鳥取市 | 会社員 | 1,300 | 1,105,000 (850) | 当社従業員 |
| 山本 祐治 | 神奈川県横浜市 神奈川区 | 会社員 | 1,200 | 1,020,000 (850) | 当社従業員 |
| 遠藤 雅也 | 埼玉県上尾市 | 会社員 | 1,200 | 1,020,000 (850) | 当社従業員 |
| 窪田 麻美 | 鳥取県鳥取市 | 会社員 | 1,200 | 1,020,000 (850) | 当社従業員 |
| 佐藤 一光 | 神奈川県藤沢市 | 会社員 | 1,100 | 935,000 (850) | 当社従業員 |
| 竹中 一憲 | 鳥取県鳥取市 | 会社員 | 1,100 | 935,000 (850) | 当社従業員 |
| 藤井 祐一 | 大阪府高槻市 | 会社員 | 1,100 | 935,000 (850) | 当社従業員 |
| 影山 大輔 | 鳥取県鳥取市 | 会社員 | 1,000 | 850,000 (850) | 当社従業員 |
| 高橋 知里 | 東京都大田区 | 会社員 | 1,000 | 850,000 (850) | 当社従業員 |
| 松岡 秀憲 | 東京都葛飾区 | 会社員 | 900 | 765,000 (850) | 当社従業員 |
| 村上 宜久 | 東京都荒川区 | 会社員 | 900 | 765,000 (850) | 当社従業員 |
| 小野 耕平 | 千葉県浦安市 | 会社員 | 800 | 680,000 (850) | 当社従業員 |
| 原 大地 | 東京都大田区 | 会社員 | 700 | 595,000 (850) | 当社従業員 |
| 大宮 一訓 | 岡山県岡山市東区 | 会社員 | 600 | 510,000 (850) | 当社従業員 |
| 中津川 輝 | 東京都世田谷区 | 会社員 | 600 | 510,000 (850) | 当社従業員 |
| 林 雅也 | 兵庫県芦屋市 | 会社員 | 600 | 510,000 (850) | 当社従業員 |
| 八木 健寿郎 | 埼玉県富士見市 | 会社員 | 600 | 510,000 (850) | 当社従業員 |
| 菱中 亮 | 大阪府大阪市中央区 | 会社員 | 600 | 510,000 (850) | 当社従業員 |
| 横田 雄大 | 神奈川県横浜市南区 | 会社員 | 600 | 510,000 (850) | 当社従業員 |
| 岡田 佳之 | 千葉県浦安市 | 会社員 | 600 | 510,000 (850) | 当社従業員 |
| 鈴木 ゆりみ | 東京都中野区 | 会社員 | 500 | 425,000 (850) | 当社従業員 |
| 岩品 愛 | 千葉県市川市 | 会社員 | 500 | 425,000 (850) | 当社従業員 |
| 角 健一 | 埼玉県草加市 | 会社員 | 400 | 340,000 (850) | 当社従業員 |
| 太田 みき | 広島県広島市西区 | 会社員 | 300 | 255,000 (850) | 当社従業員 |

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 発行者との関係 |
|----------------|--------|------------------------|-------------|------------------|-----------------|
| 黒江 真世 | 福岡県豊前市 | 会社員 | 300 | 255,000 (850) | 当社従業員 |
| 吉田 聡士 | 熊本県菊池市 | 会社員 | 200 | 170,000 (850) | 当社従業員 |
| 上村 竜也 | 鳥取県鳥取市 | 会社員 | 200 | 170,000 (850) | 当社従業員 |
| 村谷 日向子 | 鳥取県鳥取市 | 会社員 | 100 | 85,000 (850) | 当社従業員 |
| 荒木 朔夜 | 鳥取県鳥取市 | 会社員 | 100 | 85,000 (850) | 当社従業員 |
| 長原 由実 | 兵庫県尼崎市 | 会社員 | 100 | 85,000 (850) | 当社従業員 |

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権②

| 取得者の氏名 又は名称 | 取得者の住所 | 取得者の 職業及び 事業の内容等 | 割当株数 (株) | 価格(単価) (円) | 取得者と 発行者との関係 |
|----------------|--------|------------------------|-------------|------------------------|--|
| 関根 隆行 | 東京都渋谷区 | 会社員 | 20,000 | 17,264,800 (863.24) | 特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社従業員 (執行役員) |

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%) |
|----------------------|-----------------------|--------------------|--|
| 若山 幸司 ※1、3 | 東京都江東区 | 2,070,000 | 62.49 |
| 西尾 知宏 ※1、4 | 鳥取県鳥取市 | 790,000 | 23.85 |
| 鎌田 和彦 ※1 | 東京都港区 | 270,000 | 8.15 |
| 株式会社S・M・R・T ※1、 2 | 北海道札幌市中央区北一条西14丁目1番2号 | 30,000 | 0.91 |
| 牛尾 昭昌 ※1、5 | 神奈川県川崎市多摩区 | 51,000 (41,000) | 1.54 (1.24) |
| 関根 隆行 ※1、5 | 東京都渋谷区 | 30,000 (20,000) | 0.91 (0.60) |
| 佐久間 高広 ※5 | 東京都品川区 | 15,000 (15,000) | 0.45 (0.45) |
| 佐藤 一光 ※5 | 神奈川県藤沢市 | 11,100 (11,100) | 0.34 (0.34) |
| 中津川 輝 ※5 | 東京都世田谷区 | 10,600 (10,600) | 0.32 (0.32) |
| 白石 孝太郎 ※5 | 東京都練馬区 | 10,000 (10,000) | 0.30 (0.30) |
| 平田 雅紘 ※5 | 東京都墨田区 | 1,900 (1,900) | 0.06 (0.06) |
| 羽部 浩太郎 ※5 | 東京都中野区 | 1,500 (1,500) | 0.05 (0.05) |
| 太中 啓介 ※5 | 鳥取県鳥取市 | 1,500 (1,500) | 0.05 (0.05) |
| 森本 萌 ※5 | 鳥取県東伯郡琴浦町 | 1,400 (1,400) | 0.04 (0.04) |
| 妹尾 範康 ※5 | 鳥取県鳥取市 | 1,300 (1,300) | 0.04 (0.04) |
| 山本 祐治 ※5 | 神奈川県横浜市神奈川区 | 1,200 (1,200) | 0.04 (0.04) |
| 遠藤 雅也 ※5 | 埼玉県上尾市 | 1,200 (1,200) | 0.04 (0.04) |
| 窪田 麻美 ※5 | 鳥取県鳥取市 | 1,200 (1,200) | 0.04 (0.04) |
| 竹中 一憲 ※5 | 鳥取県鳥取市 | 1,100 (1,100) | 0.03 (0.03) |
| 藤井 祐一 ※5 | 大阪府高槻市 | 1,100 (1,100) | 0.03 (0.03) |
| 影山 大輔 ※5 | 鳥取県鳥取市 | 1,000 (1,000) | 0.03 (0.03) |
| 高橋 知里 ※5 | 東京都大田区 | 1,000 (1,000) | 0.03 (0.03) |
| 松岡 秀憲 ※5 | 東京都葛飾区 | 900 (900) | 0.03 (0.03) |
| 村上 宜久 ※5 | 東京都荒川区 | 900 (900) | 0.03 (0.03) |
| 小野 耕平 ※5 | 千葉県浦安市 | 800 (800) | 0.02 (0.02) |
| 原 大地 ※5 | 東京都大田区 | 700 (700) | 0.02 (0.02) |
| 大宮 一訓 ※5 | 岡山県岡山市東区 | 600 (600) | 0.02 (0.02) |

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式(自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%) |
|-----------|-----------|------------------------|--|
| 林 雅也 ※5 | 兵庫県芦屋市 | 600 (600) | 0.02 (0.02) |
| 八木 健寿郎 ※5 | 埼玉県富士見市 | 600 (600) | 0.02 (0.02) |
| 菱中 亮 ※5 | 大阪府大阪市中央区 | 600 (600) | 0.02 (0.02) |
| 横田 雄大 ※5 | 神奈川県横浜市南区 | 600 (600) | 0.02 (0.02) |
| 岡田 佳之 ※5 | 千葉県浦安市 | 600 (600) | 0.02 (0.02) |
| 鈴木 ゆりみ ※5 | 東京都中野区 | 500 (500) | 0.02 (0.02) |
| 岩品 愛 ※5 | 千葉県市川市 | 500 (500) | 0.02 (0.02) |
| 角 健一 ※5 | 埼玉県草加市 | 400 (400) | 0.01 (0.01) |
| 太田 みき ※5 | 広島県広島市西区 | 300 (300) | 0.01 (0.01) |
| 黒江 真世 ※5 | 福岡県豊前市 | 300 (300) | 0.01 (0.01) |
| 吉田 聡士 ※5 | 熊本県菊池市 | 200 (200) | 0.01 (0.01) |
| 上村 竜也 ※5 | 鳥取県鳥取市 | 200 (200) | 0.01 (0.01) |
| 村谷 日向子 ※5 | 鳥取県鳥取市 | 100 (100) | 0.00 (0.00) |
| 荒木 朔夜 ※5 | 鳥取県鳥取市 | 100 (100) | 0.00 (0.00) |
| 長原 由実 ※5 | 兵庫県尼崎市 | 100 (100) | 0.00 (0.00) |
| 計 | — | 3,312,700 (132,700) | 100.00 (4.01) |

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 - ※2 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 - ※3 特別利害関係者等 (当社代表取締役)
 - ※4 特別利害関係者等 (当社取締役)
 - ※5 当社従業員(執行役員を含む)
2. 上記の当社代表取締役若山幸司の所有株式数は、同役員の資産管理会社である株式会社レジョイスが保有する株式数 (1,000,000株) を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
4. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社 LASSIC

取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 狐塚 利光
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 成治
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 LASSIC の2024年5月1日から2025年4月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 LASSIC の2025年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年4月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬の額は11,050千円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月15日

株式会社 LASSIC

取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 狐塚 利光
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 林 成治
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社LASSICの2025年5月1日から2026年4月30日までの第20期事業年度の中間会計期間（2025年5月1日から2025年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社LASSICの2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他

の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上